

岩出市人権施策基本方針

第三次改定版

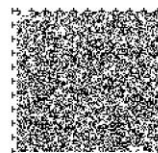


ひと じんけん そんちよう こころやす
すべての人の人権が尊重され、心安らかに、
す ゆた せいかつ し めん きょうじゅ しゃかい じつげん
住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現



令和8年3月

岩出市



はじめに

基本的人権尊重の原則を定めた「世界人権宣言」が国際連合総会で採択されて、既に77年以上が経過しました。この宣言は、後に策定された国際人権規約や、人種差別撤廃条約などの基礎となり、「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」として、今現在も国際的な人権保障の柱石となっています。



本市では、すべての行政分野において、人権問題に対応するための総合的な施策の基本方向を示し、人権が尊重されるまちの実現にむけ、平成23年に「岩出市人権施策基本方針」を策定し、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

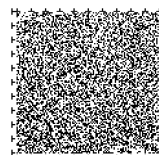
しかしながら、依然として子どもや女性、高齢者等に対する人権侵害や虐待など、より対応の強化が求められる課題のほか、近年、感染症等に関連した誹謗中傷や性的少数者の人権、さらにインターネットの普及に伴う人権侵害の多様化など、様々な人権課題が顕在化しており、人権教育啓発のより積極的な取組とともに、人権尊重の視点で施策の推進に努めることが求められています。

この度本市では、このような課題や新たな法令施行などを踏まえ、基本方針の第三次改定を行いました。また、「岩出市人権尊重のまちづくり条例」の制定を行い、条例と基本方針に基づき、すべての人の人権が尊重され、誰もが自分らしく、生き生きと暮らしていける共生社会の実現をめざし、今後も様々な分野における人権施策を総合的に推進してまいります。

結びに、今回の基本方針の改定にあたり、熱心なご審議を賜りました岩出市人権推進懇話会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さんに厚くお礼申し上げますとともに、本方針の実現に向けて皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

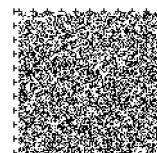
令和8年3月

岩出市長 中 芝 正 幸



目 次

第1章	はじめに	1
1	基本方針の趣旨	1
2	人権をめぐる動向	2
(1)	国際的な主な動き	2
(2)	国内の主な動き	4
(3)	和歌山県の主な動き	6
(4)	岩出市の主な動き	8
第2章	基本的な考え方	10
1	人権施策の基本理念	10
2	人権施策の目標	10
3	人権施策基本方針の位置づけ	11
4	施策の体系図	12
第3章	人権施策の基本的な方向性	13
1	人権尊重の視点に立った行政の推進	13
(1)	人権尊重の視点に立った施策や制度の創設等	13
(2)	人権尊重の施策に携わる職員研修等の充実	13
2	人権教育・啓発の推進	14
(1)	人権教育の推進	15
(2)	人権啓発の推進	18
3	特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進	19
4	相談・支援の推進	20
(1)	相談・支援体制の充実・強化	20
(2)	救済体制の連携強化	21



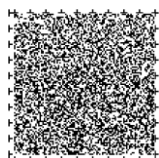
第4章 分野別施策の推進 22

1 同和問題（部落差別）	22
2 子どもの人権	27
3 女性の人権	31
4 高齢者の人権	34
5 障害のある人の人権	37
6 外国人の人権	41
7 感染症・難病患者等の人権	43
8 性的少数者に関する人権	45
9 情報化社会における人権	47
10 犯罪被害者等の人権	49
11 自殺	51
12 働く人の人権	52
13 その他の様々な人権（患者の人権、刑を終えて出所した人の人権、ホームレスの人権、 アイヌの人々の人権や北朝鮮当局による拉致問題等）	54

第5章 施策の総合的な推進 55

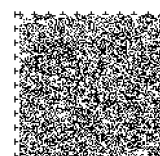
1 人権施策の推進体制	55
(1) 市における推進体制	55
(2) 国・県・関係団体等との連携・協働	55
2 人権施策の推進管理	56
(1) 情報の収集と提供	56
(2) 施策の点検・評価と方針の見直し	56

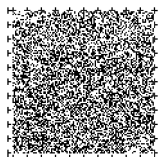
用語の解説 57



資料編..... 65

1	世界人権宣言.....	65
	世界人権宣言.....	65
2	日本国憲法（抄）.....	70
	日本国憲法（抄）.....	70
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	73
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	73
4	和歌山県人権尊重の社会づくり条例.....	75
	和歌山県人権尊重の社会づくり条例.....	75
5	岩出市人権尊重のまちづくり条例.....	77
	岩出市人権尊重のまちづくり条例.....	77
6	岩出市人権推進懇話会委員名簿.....	80





第1章 はじめに

1 基本方針の趣旨

人は、誰でも生まれながらにして自分らしく、そして幸せに生活するという基本的人権を保障されています。

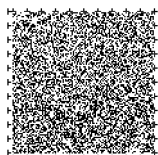
すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するために、わが国では、同和問題（部落差別）や、女性、子ども、高齢者、障害のある人などにかかわる人権課題に対し、人権が尊重される社会の実現をめざして様々な取組が進められてきましたが、依然として多くの人権課題が残存しています。

本市では、平成23年(2011年)3月に「岩出市人権施策基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、平成28年(2016年)3月には基本方針の第一次改定を、令和3年（2021年）3月には第二次改定を行い、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

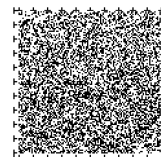
近年、配偶者や家族による暴力、子ども・高齢者・障害のある人への虐待、職場におけるいじめやハラスメント、拉致被害者の問題など、深刻な人権侵害が発生しています。さらに、SNSをはじめとするインターネット上では、誹謗中傷やプライバシー侵害、差別的な投稿など、人権を脅かす行為が多様化・巧妙化しており、相談窓口の周知啓発や、加害者にならないための正しい利用の啓発促進等の対応が急務となっています。また、LGBTQ+など性的マイノリティの方々への偏見や差別、外国人や出身地による差別など、新たな分野の人権課題も顕在化しています。

これらのように、人権課題はますます多様化、複雑化しており、今後も、様々な人権課題の解決に向け、人権教育及び人権啓発のより積極的な取組とともに、人権尊重の視点での推進に努めることが求められています。

このような社会背景や、国・県の動向を踏まえ、本市においても、これまでの人権施策の取組の成果や令和6年度(2024年度)に実施した「人権に関する市民意識調査」に基づく市民の意識、新たな課題への対応を含め、「人権が尊重されるまちづくり」を目標に、新たな人権課題を含む様々な分野における人権施策を総合的に推進するものです。また、本市では、令和8年4月1日に、岩出市人権尊重のまちづくり条例を施行し、第9条にも基本方針を定めることと位置付けられています。本指針は、岩出市人権尊重のまちづくり条例の目的や方向性を踏まえ、基本方針（第三次改定版）として改定を行いました。この基本方針に基づき一人ひとりの人権が尊重される明るい社会をめざして各施策に取り組んでいきます。



2 人権をめぐる動向



(1) 国際的な主な動き

二度にわたる世界大戦の悲惨な経験の反省から、昭和23年(1948年)12月10日、第3回国連総会において、人間の自由平等・無差別の原則や、生命・自由・身体の安全、奴隷の禁止など具体的な人権の定義等を定めた「世界人権宣言」が採択されました。その中で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と宣言しています。

その後、国連では、この世界人権宣言をより具体化し、各国の実施を義務づけるための基本的、包括的な条約としての「国際人権規約」のほか「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(以下「人種差別撤廃条約」という。)、 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)、 「児童の権利に関する条約」などを採択するとともに、「国際人権年」や「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」などを通して、各国に人権確立への取組を提唱してきました。

こうした取組にもかかわらず、東西冷戦構造の崩壊後も期待された世界平和は訪れず、むしろ、人種、民族、宗教の違いなどから生じる対立によって地域紛争が多発し、世界各地での貧困・飢餓・難民など深刻な人権問題が発生するなど、世界人権宣言の精神が薄らぐ懸念が生じてきました。

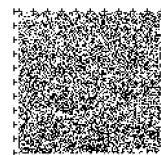
厳しい国際社会の状況を背景として、国連では平成7年(1995年)から10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、すべての政府に対して、人権教育に積極的に取り組むよう行動計画を示し、これにより、各国において国内行動計画の策定など、様々な取組が進められてきました。

国連では、平成17年(2005年)からは、「人権教育のための国連10年行動計画」を引き継ぎ、人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」の実施に取り組んでいます。また、平成18年(2006年)には「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)を、平成23年(2011年)12月には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利をもつこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択しました。

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、持続可能な世界を実現するため、「貧困をなくそう」や「人や国の不平等をなくそう」等、17の目標と169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、これら目標の達成に向け、わが国も含め世界の国々は、普遍的な取組として様々な活動を積極的に進めています。

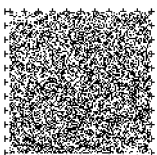
平成28年(2016年)には「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」が、平成29年(2017年)には「人身売買と闘うための国連グローバル行動計画の実施に関する政治宣言」と「開発における女性」が採択され、令和2年(2020年)には「北京+25」記念会合が行われました。

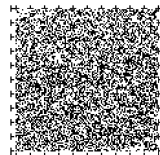
現在も世界各地では、地域紛争や貧困による食糧不足、児童労働、人身売買、難民問題など多くの人権侵害が存在しており、人権の尊重が平和の基盤であるという認識のもと、国際社会全体でその解決に向けた取組が進められています。



国際連合の主な人権の動き

1948年	「世界人権宣言」採択
1951年	「難民の地位に関する条約」採択
1965年	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択
1966年	「国際人権規約」採択
1979年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択
1984年	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約」採択
1989年	「児童の権利に関する条約」採択
1994年	「人権教育のための国連10年」決議
2004年	「人権教育のための世界計画」採択
2006年	「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」採択
2011年	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択
2015年	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
2016年	「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」採択
2017年	「人身売買と闘うための国連グローバル行動計画の実施に関する政治宣言」採択 「開発における女性」採択
2020年	国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会)





(2) 国内の主な動き

わが国においては、昭和22年（1947年）に基本的人権の尊重を基本原理とする「日本国憲法」が施行され、昭和31年（1956年）には国連に加入して国際社会の仲間入りを果たしました。そして、「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」などの諸条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際人権年」など各種国際年について積極的な取組を行いながら、国際的な人権保障の潮流に沿う方向で人権施策の充実・普及が図られてきました。平成26年（2014年）1月には、障害者の人権の享有を確保し、及び障害者の尊厳の尊重を推進することを目的とする「障害者権利条約」を批准しました。

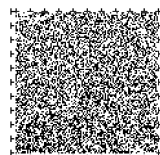
また、わが国では、部落差別という深刻で重大な人権侵害が存在し、この問題の解決こそが人々を真に人権に目覚めさせ、これを確立する基になるとの考えから、長い年月にわたる努力が積み重ねられてきました。特に、昭和40年（1965年）の「同和対策審議会答申」に始まる特別対策は、わが国における人権確立への歩みの中で大変重要な役割を果たし、この同和問題解決に向けての取組があらゆる差別の撤廃、人権問題の解決へと向かわせたと言えます。

そして、平成8年（1996年）5月、「地域改善対策協議会意見具申」では、同和問題に関する教育・啓発を、すべての人の人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築すべきものとし、また、同和問題をわが国の人権問題における重要な柱と捉え、「人権教育のための国連10年」の施策の中でも差別意識の解消に努めるべきとの方向が示されました。この流れの中で「人権擁護施策推進法」の制定や『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』の策定がなされ、その推進へとつながりました。

その後、「人権擁護施策推進法」により設置された「人権擁護推進審議会」では、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」の審議がなされ、国ではその答申に基づき、人権教育・啓発に関する施策の総合的な推進と、人権侵害による被害を救済するための組織体制の整備に取り組むこととしています。

さらに、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。これに基づき、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、平成23年（2011年）には「北朝鮮当局による拉致問題等」が同計画に追加されました。

人権問題解消の取組として、平成28年（2016年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）」、そして「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」という人権に深く関わる、いわゆる人権三法が施行されたほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」「生活困窮者自立支援法」「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」など、個別の人権問題に関する法整備も進められています。



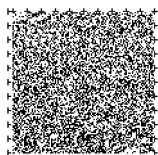
令和2年(2020年)には、「児童虐待防止法」の改正により児童の権利が強化され、また労働については「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(パワーハラスメント防止法)」の施行により、ハラスメントに関して企業における従業員への啓発、研修の実施が義務付けられました。

そして令和5年(2023年)には多様性に関する理解の促進に向け、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、多様性を尊重できる社会の実現に向けての推進がされています。

令和7年(2025年)6月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」の全面的な見直しが行われ、第二次基本計画として閣議決定され、これにより、現代的な人権課題への対応が強化され、施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

国の主な人権の動き

1979年	「国際人権規約」批准
1981年	「難民の地位に関する条約」批准
1985年	「女子差別撤廃条約」批准
1993年	「障害者基本法」施行
1994年	「児童の権利に関する条約」批准
1995年	「人種差別撤廃条約」批准 「高齢社会対策基本法」施行
1996年	「人権擁護施策推進法」制定
1997年	『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」策定
1999年	「拷問等禁止条約」批准 「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」人権擁護推進審議会答申 「男女共同参画社会基本法」施行
2000年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行
2001年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002年	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
2005年	「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行
2006年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行
2009年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
2010年	「子ども・若者育成支援推進法」施行
2012年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行



2013年	「障害者総合支援法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立（平成28年施行）
2014年	「障害者権利条約」批准 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「過労死等防止対策推進法」施行 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行
2016年	「障害者差別解消法」施行 「ヘイトスピーチ解消法」施行 「部落差別解消法」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行
2017年	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 「生活困窮者自立支援法」施行
2019年	地域共生社会を提唱(厚生労働省) 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「日本語教育の推進に関する法律」施行
2020年	「児童虐待防止法」改正 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(パワーハラスメント防止法)」施行
2023年	「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行
2025年	「第二次人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「情報流通プラットフォーム対処法」施行

(3) 和歌山県的主要動き

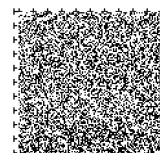
和歌山県では、人権尊重の社会づくりに向けて先導的役割を果たしてきたのは、同和問題解決への取組であり、同和問題の解決を県政の重要課題と位置づけて、市町村とともに総合的・計画的に推進してきました。

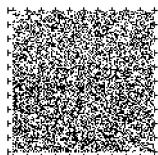
昭和23年（1948年）には、国に先駆けて市町村が実施する地方改善事業に対する補助制度を創設しました。

昭和27年（1952年）には、県議会議員による差別事件を契機として、差別の実態や原因を正しく把握し、その解決のために積極的に取り組む人を育成しようとする方向を取り始めました。

また同年、同和問題解決に向けた調査研究及び県諮問機関として「和歌山県同和问题研究委員会」を設置し、実態を踏まえた取組を実施してきました。

昭和31年（1956年）には、同研究委員会を同和問題解決のための指導・実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」に発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」





を提唱・展開してきました。

なお、同和問題解決に向けての教育・啓発の取組については、国の動向を受けて『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画』として再構築し、従来よりその範囲を広げながら、その内容に即した形で新しい取組を行ってきました。

また、女性やこども、高齢者、障害のある人、外国人等の人権問題についても、個別分野ごとに計画を策定するなど、関係部局を中心に国や市町村、関係団体と連携しながら、それぞれの課題解決のため各種施策に取り組んできました。

そして、平成14年（2002年）には、人権行政のよりどころとなる「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同条例に基づき、人権行政の政策提言機能の充実を図るため「和歌山県人権施策推進審議会」を設置するとともに、平成16年（2004年）には、『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画』を受け継ぐものとして「和歌山県人権施策基本方針」を策定し、以降概ね5年ごとに改定を行い、年齢層や発達段階に応じた啓発や県民が主体的・能動的に参加できる啓発の実施、企業等の自主的・主体的な人権に関する取組の支援等、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

令和2年（2020年）3月には、県民、事業者、関係機関等が一体となって部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することをめざして、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」（以下「和歌山県部落差別解消推進条例」という。）を制定しました。

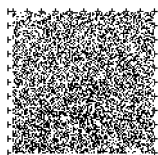
また、令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、感染者等への誹謗・中傷や風評被害などが発生しました。このような状況を踏まえ、誹謗・中傷等が行われない社会をめざし、同年12月に「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を制定し、誹謗・中傷等の実態の把握と、誹謗・中傷等をなくすための施策に取り組みました。

さらに、「日本国憲法」に定める幸福追求に対する権利を尊重する取組として、令和5年（2023年）には、「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」（以下「和歌山県障害者差別解消条例」という。）の制定及び「和歌山県部落差別解消推進条例」を一部改正し、差別意識の解消に努めてきました。

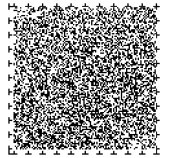
令和6年（2024年）には「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」を導入し、性的マイノリティの方々への支援やサービス提供の推進に取り組みました。

和歌山県の主な人権の動き

1948年	市町村が実施する地方改善事業に対する補助制度の創設
1952年	「和歌山県同和問題研究委員会」設置
1956年	「和歌山県同和問題研究委員会」を同和問題解決のための指導・実践を行う機関として「和歌山県同和委員会」に発展的に改組し、「県民みんなの同和運動」を提唱・展開
1999年	『人権教育のための国連10年』和歌山県行動計画』策定
2002年	「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」施行 「和歌山県人権施策推進審議会」設置
2004年	「和歌山県人権施策基本方針」策定
2010年	「和歌山県人権施策基本方針」第一次改定



2015年	「和歌山県人権施策基本方針」第二次改定
2020年	「和歌山県人権施策基本方針」第三次改定
2020年	「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」制定 「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」制定
2023年	「和歌山県障害者差別解消条例」制定 「和歌山県部落差別解消推進条例」一部改正
2024年	「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」導入 「和歌山県人権施策基本方針」第四次改定



(4) 岩出市の主な動き

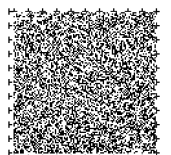
同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり、わが国固有の重大な人権侵害です。その早期解決は行政の責務であるとの認識のもと、行政の重要な柱として位置づけ、道路・住宅等の生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備について、一定の成果を上げてきました。また、心理的差別の解消については、学校教育や社会教育において同和教育を推進するとともに、同和委員会などと連携して人権学習会の開催や啓発活動などの施策を展開し、差別意識の解消に向けた取組を推進してきました。

昭和46年(1971年)から同和問題解決のための特別対策事業を実施してきましたが、平成14年(2002年)3月末をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したことにより、特別対策は終了し、一般施策に移行して対応してきました。

その後、新たな人権啓発の総合的窓口として平成14年(2002年)4月から生活福祉部福祉課に人権啓発係を設置するとともに、岩出町人権啓発推進指導員を配置し、人権課題の解決に取り組んできました。なによりも人権が尊重され、人権侵害が起こることのない社会の実現をめざし、平成15年(2003年)10月に人権啓発推進委員会を設置し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」等に基づき、人権学習会の開催や教育・啓発事業を推進してきました。

同和行政及び人権行政の課題については、同対審答申の「同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」との基本認識のもと、人権が大切にされる人権尊重の社会づくりをめざしてきました。具体的には、「人権を考えるつどい」や小学校区単位での様々な人権に関する「地区別人権学習会」の開催、同和運動推進月間・人権を考える強調月間での啓発、人権教育推進事業等、教育啓発事業に取り組むなど、市民の人権意識の高揚を図り、一人ひとりの人権が大切にされ、差別のない明るいまちづくりに努めてきました。

平成16年(2004年)4月には、「個人情報保護法」に基づき「岩出市個人情報保護条例」を、平成19年(2007年)7月には「岩出市差別事件処理委員会に関する設置要綱」を制定しました。そして、この要綱に基づき、差別事件が起きたとき、問題解決に取り組む組織として「差別事件処理委員会」を設置しました。



平成22年(2010年)には「岩出市人権推進懇話会に関する設置要綱」を定め、平成23年(2011年)に「岩出市人権施策基本方針」を策定しました。

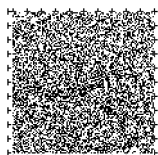
そして、近年の人権課題の多様化をはじめ、「和歌山県人権施策基本方針(第二次改定版)」の策定を踏まえ、平成28年(2016年)3月に基本方針の第一次改定を行いました。

さらに、令和元年(2019年)に再度「岩出市人権に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)を実施し、「和歌山県人権施策基本方針(第三次改定版)」の策定を踏まえ、令和3年(2021年)基本方針の第二次改定を行いました。この基本方針は、すべての行政分野において、同和問題をはじめ、様々な人権課題に対応するための総合的な施策の基本方向を示しており、人権尊重のまちづくりに向けた一層の取組を推進しています。

また、令和8年(2026年)4月には岩出市人権尊重のまちづくり条例を施行、令和8年(2026年)3月には「岩出市人権施策基本方針」第三次改定を行い、さらなる人権意識の高揚に取り組んでいきます。

岩出市の主な人権の動き

2002年	生活福祉部福祉課に「人権啓発係」設置 「岩出町人権啓発推進指導員」配置
2003年	「人権啓発推進委員会」設置
2004年	「個人情報保護条例」施行
2007年	「岩出市差別事件処理委員会に関する設置要綱」施行
2009年	「人権に関する市民意識調査」実施
2010年	「岩出市人権推進懇話会に関する設置要綱」制定
2011年	「岩出市人権施策基本方針」策定
2014年	「人権に関する市民意識調査」実施
2016年	「岩出市人権施策基本方針」第一次改定 「岩出市人権推進懇話会に関する設置条例」制定 「岩出市差別事件処理委員会に関する設置条例」施行
2019年	「岩出市人権に関する市民意識調査」実施
2021年	「岩出市人権施策基本方針」第二次改定
2024年	「岩出市人権に関する市民意識調査」実施
2026年	「岩出市人権施策基本方針」第三次改定
2026年	「岩出市人権尊重のまちづくり条例」制定 「岩出市人権推進懇話会に関する設置条例」廃止 「岩出市人権推進懇話会の運営に関する規則」制定



第2章 基本的な考え方

1 人権施策の基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が有する固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保するために不可欠なものです。

人権は、「一人ひとりがかけがえのない存在である」という認識を基に、自己のみならず他者との相互理解を通じて成立します。

したがって、人権尊重の理念は、多様な生き方を認め合い、自己の人権だけでなく他者の人権も正しく理解し、権利行使に伴う責任を自覚することにあります。加えて、基本的人権の尊重という普遍的な考えを現行でも継承していくとともに、市民の日常生活の場から人権擁護の観点の啓発教育を推進していくことで、地域全体の人権意識向上を図ります。

本市では、この人権尊重の理念に基づき、「すべての人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現」を人権施策基本方針の基本理念として制定し位置づけています。

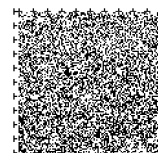
本市の人権施策の継続性を踏まえ、当方針においてもこの理念を基本的人権の尊重という普遍的な考えとともに継承します。

2 人権施策の目標

基本理念の実現に向けた人権施策の目標については、その継続性や分野別計画との整合性の観点から、当方針においても基本的人権の尊重という普遍的な考えを踏まえて継承し、本市の最上位計画である「第3次岩出市長期総合計画」や既存の計画との調整を図りながら、目標の達成に向け取り組みます。

【人権施策の目標】

- 1 人権尊重の理念に基づく民主的で活気のあるまちづくりをめざします。
- 2 誰もが地域社会の一員として参画できる公正・平等なまちづくりをめざします。
- 3 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに豊かに暮らせるまちづくりをめざします。
- 4 各種団体、行政等の連携や協働、役割分担を行い、自主性や主体性を尊重したまちづくりをめざします。

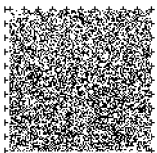


3 人権施策基本方針の位置づけ

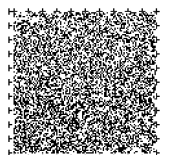
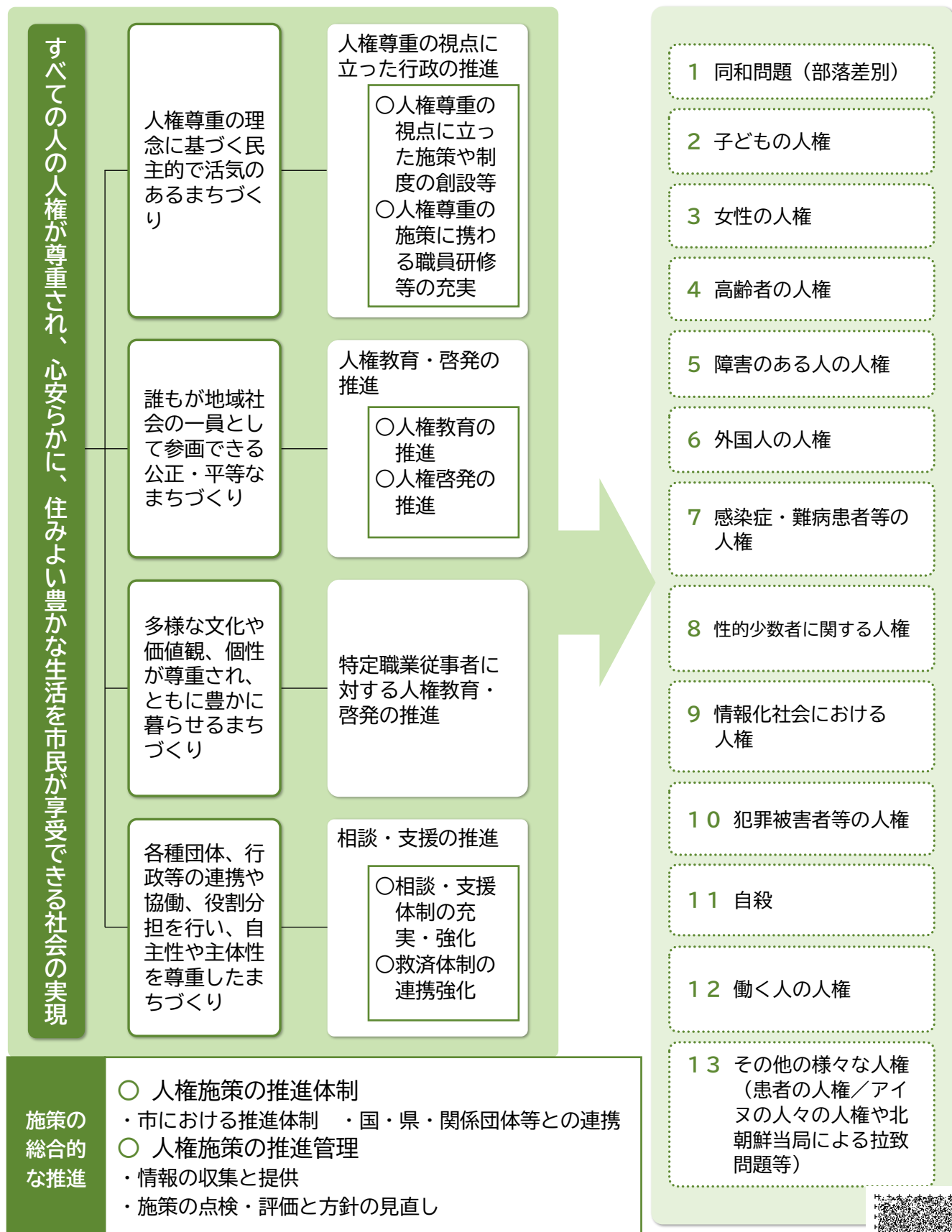
当方針は、第3次岩出市長期総合計画に定める「共生社会を実現するまち」の方針を、基本的人権の尊重という普遍的な考えを踏まえながら、総合的・計画的かつ具体的に推進するための基本方針を示すものです。

本市が策定している分野別計画を進める場合、また、今後新たな計画の策定や既存各種計画の見直しを行う際には、当方針の趣旨を尊重し整合性を図ります。

また、当方針は市民、企業、各種団体との協働により実現をめざすガイドラインであり、市民の日常生活の場から人権擁護の観点の啓発教育を推進していくとともに、市民生活や企業・団体等の活動において、一人ひとりが人権尊重の考えに基づいて自主的に協力し合える体制を整えるための指針となります。



4 施策の体系図



第3章

人権施策の基本的な方向性

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

憲法の基本理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重を地域社会で実現していくことが必要であり、とりわけ基本的人権の尊重は、市民の生活に密接にかかわる重要な課題です。

本市のすべての業務は人権にかかわりがあり、市職員一人ひとりが人権感覚を磨き、あらゆる職場、様々な場面で人権尊重の視点に立って職務を遂行していきます。

(1) 人権尊重の視点に立った施策や制度の創設等

人権の保障を基本においた施策や制度などの創設・運用に努めるとともに、既存の施策や制度についても人権尊重の視点に立った点検・見直しを図り、人権に関する実態の把握に努めます。

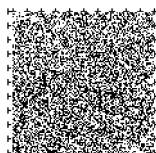
また、各種申請への公平・迅速な対応、適切な情報公開と個人情報の保護など、引き続き人権を尊重した取組を進めてまいります。

(2) 人権尊重の施策に携わる職員研修等の充実

人権尊重の視点に立った行政運営を行っていくためには、市職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを自覚し、人権意識の高揚に努める必要があります。そのため、人権に関する職員研修の充実に努めます。

また、職員の採用等においても人権尊重の視点に立ち、適切な対応に努めてまいります。

さらに、今後も人権に関する職員研修を継続し、より充実させることで、各職員が高い人権意識をもって職務を遂行できるよう、取組を強化していく必要があります。

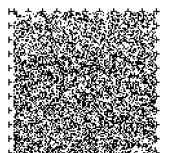
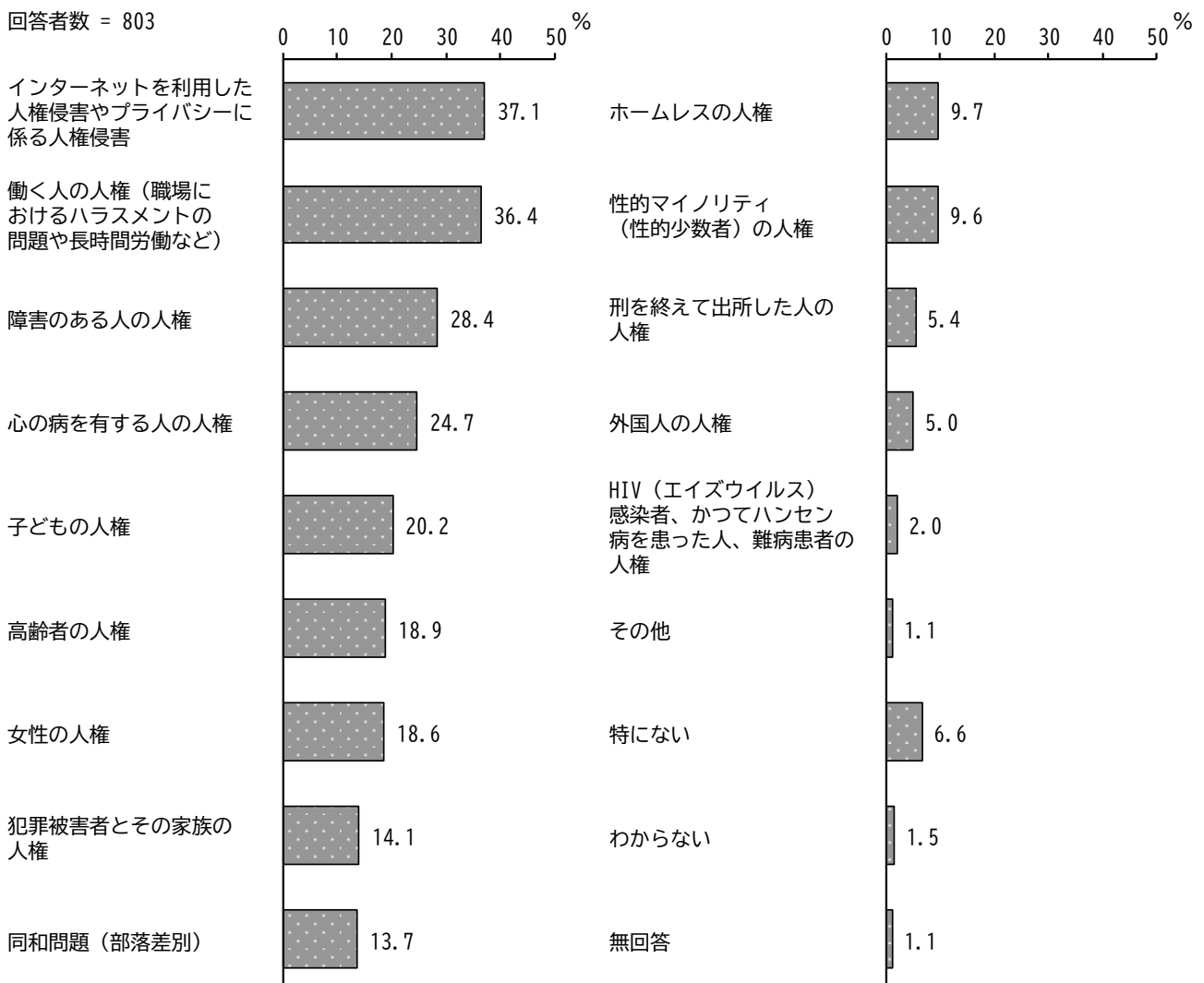


2 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、人権の意義や重要性を単に知識として得るだけでなく、日常生活の中で行動や態度として表れることが重要です。本市では、学校、幼稚園等での幼児教育、家庭、地域、職場など各現場において、正しい人権理解の普及と啓発に努めており、調査では、特に「インターネット利用による人権侵害」や「働く人の人権」の関心が高いことが示されています。

これに基づき、市民一人ひとりが様々な人権課題について理解を深め、差別を見抜き、差別のない社会実現をめざすため、あらゆる場での啓発活動を推進します。

特に関心を持っている人権課題



(1) 人権教育の推進

人権教育の推進には、国及び県の施策を踏まえ、各人権課題の解決力を養う教育が必要です。これまでの成果を基盤に、調査の結果を反映しつつ、幅広い人権教育の取組を推進します。

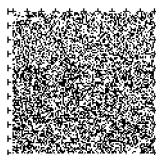
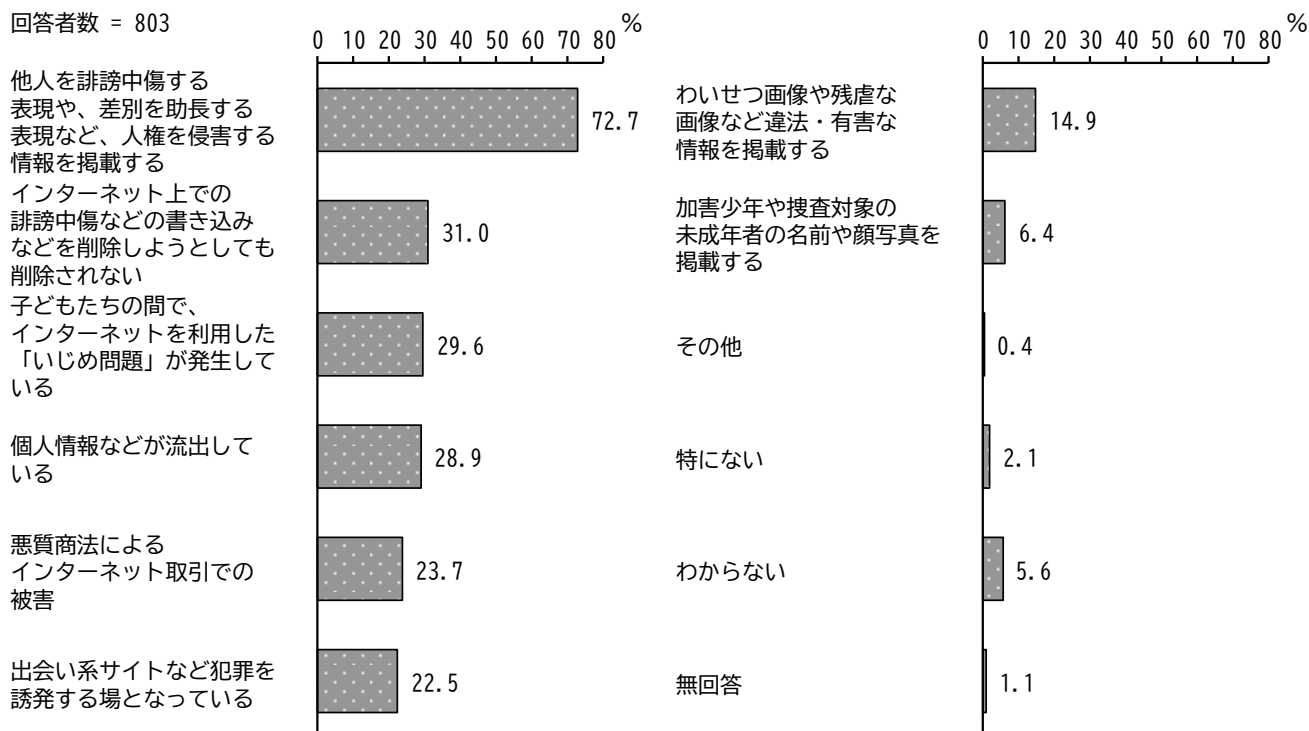
① 学校教育

学校教育においては、発達段階に応じ、児童・生徒が人権の意義・内容を理解し、互いの尊重を実感できるよう育成します。互いの「大切さ」を認め合い、いじめなどの人権侵害を許さない態度を育むため、様々な体験活動を取り入れ、自己実現と主体的な取組を促します。学校や地域、家庭との連携のもと、教育全領域に位置づけた計画に基づき実践する中で、調査で示されたインターネット上のトラブル等の具体課題にも対応する内容を盛り込みます。

また、教職員の人権研修を強化し、子どもたちへのきめ細かな支援を図ります。

インターネットを利用した人権侵害で特に問題があると思う事柄

回答者数 = 803



② 幼稚園・保育所(園)・認定こども園

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎となるため、遊びを通して生きる力や自ら関わる意欲、健全な生活姿勢を育む支援が重要です。幼児一人ひとりが集団生活で基本ルールを学び、互いの尊重を体得する教育・保育を推進するとともに、調査結果からも明らかになった早期の人権意識の向上を目指し、家庭や地域との連携をさらに強化します。

保育従事者の資質向上にも努めます。

③ 家庭

家庭はすべての教育の原点であり、情操や命の尊重、判断力を育む大切な場です。子どもたちが基本的な生活習慣と豊かな感性を身につけるため、保護者と連携し、家庭内での人権意識向上に向けた学習機会や情報提供、相談・支援体制の充実を図ります。

④ 地域

人権感覚は主に家庭や地域の中で育まれるため、地域における学習機会を一層充実させるとともに、知識だけでなく日常で実践できる力を養うことが重要です。令和8年(2026年)4月の「岩出市人権尊重のまちづくり条例」制定を契機とし、広く市民に対して、人権意識の涵養につながるよう地域の様々な場で啓発します。

また、調査で和歌山県条例や障害者差別解消法の認知度の低さが指摘されたことを踏まえ、これら関連法令の情報普及と啓発活動を強化し、各種団体（人権擁護委員、自治会、民生委員・児童委員、PTA、ボランティア、NPO等）との連携を進めます。学校教育との連携を通じ、青少年の社会性や思いやりを育む多様な実践体験を促進します。

平成28年施行法律や和歌山県条例の認知状況

■ 名称は知っている ■ 内容もある程度知っている ■ 知らない □ 無回答

回答者数 = 803

障害者差別解消法

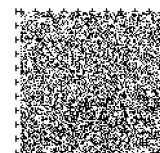
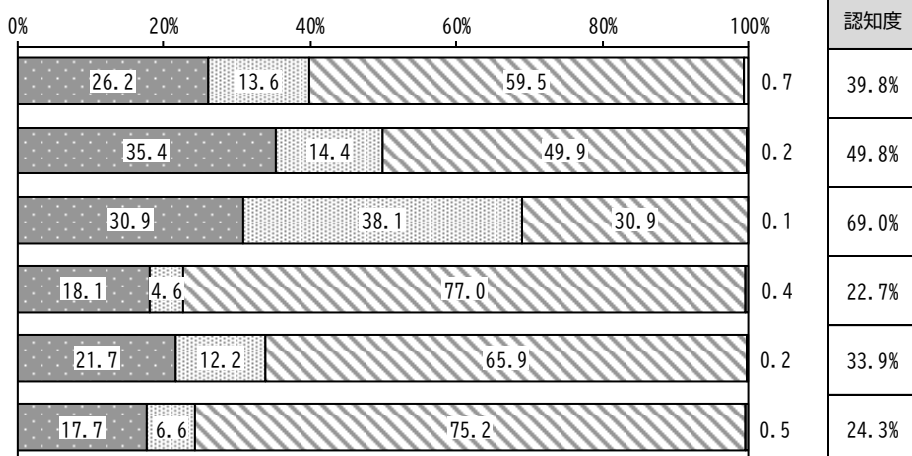
ハイトスピーチ解消法

部落差別解消推進法

和歌山県人権尊重の社会づくり条例

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例



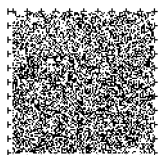
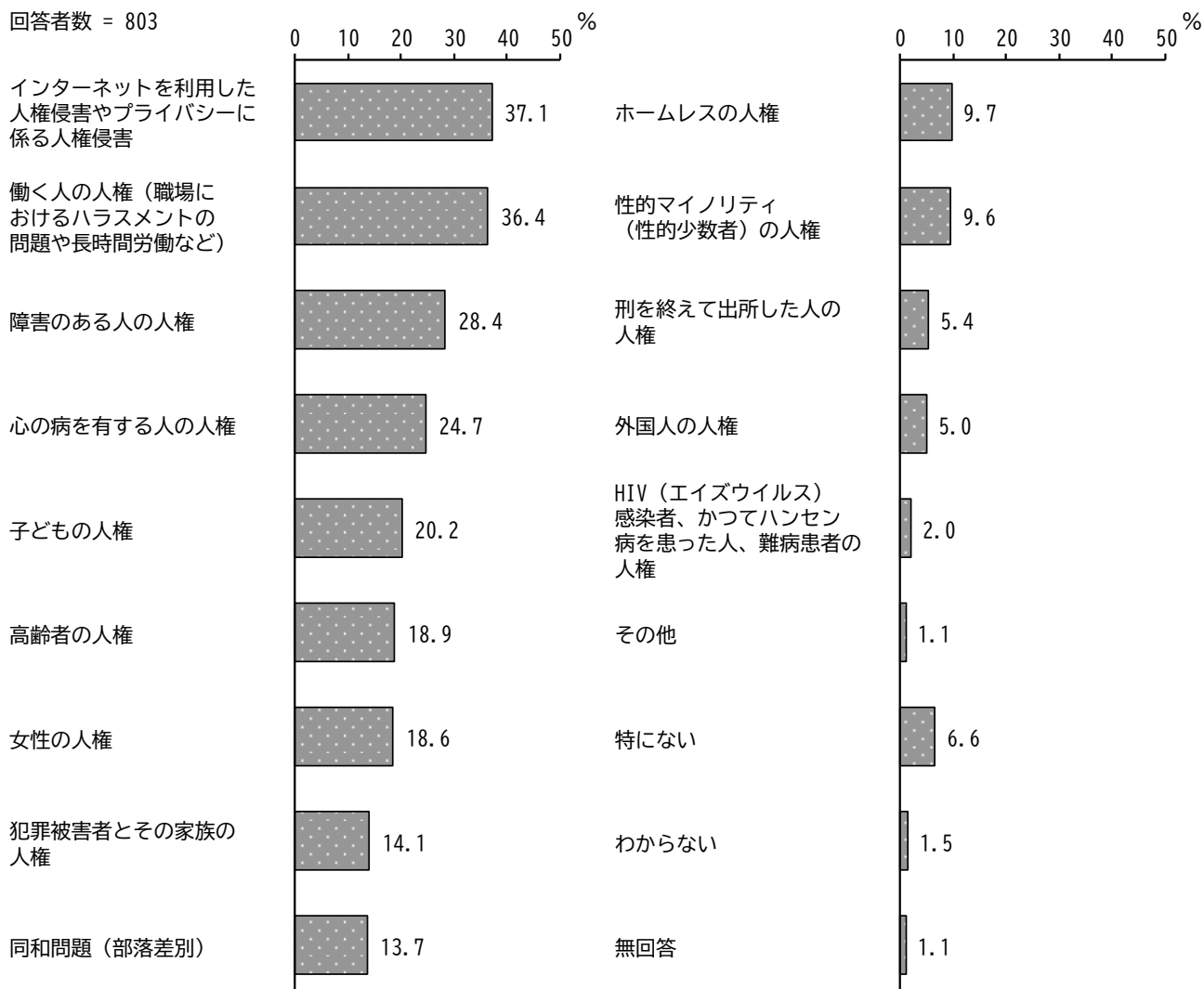
⑤ 職場

企業においては、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、カスタマー・ハラスメントなど、働く人が安心して業務に従事できる環境づくりが求められています。法人・企業等の事業者は、職場における人権尊重が確保されるよう自主的かつ継続的な啓発活動を展開することが大切です。

本市では企業向けの人権教育・啓発活動を進めてきましたが、調査で「働く人の人権」に対する関心の高さが示されたことから、今後は人権研修の促進と商工会等との連携強化により、さらなる取組を図ります。

特に関心を持っている人権課題

回答者数 = 803

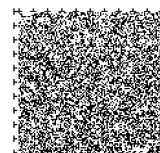
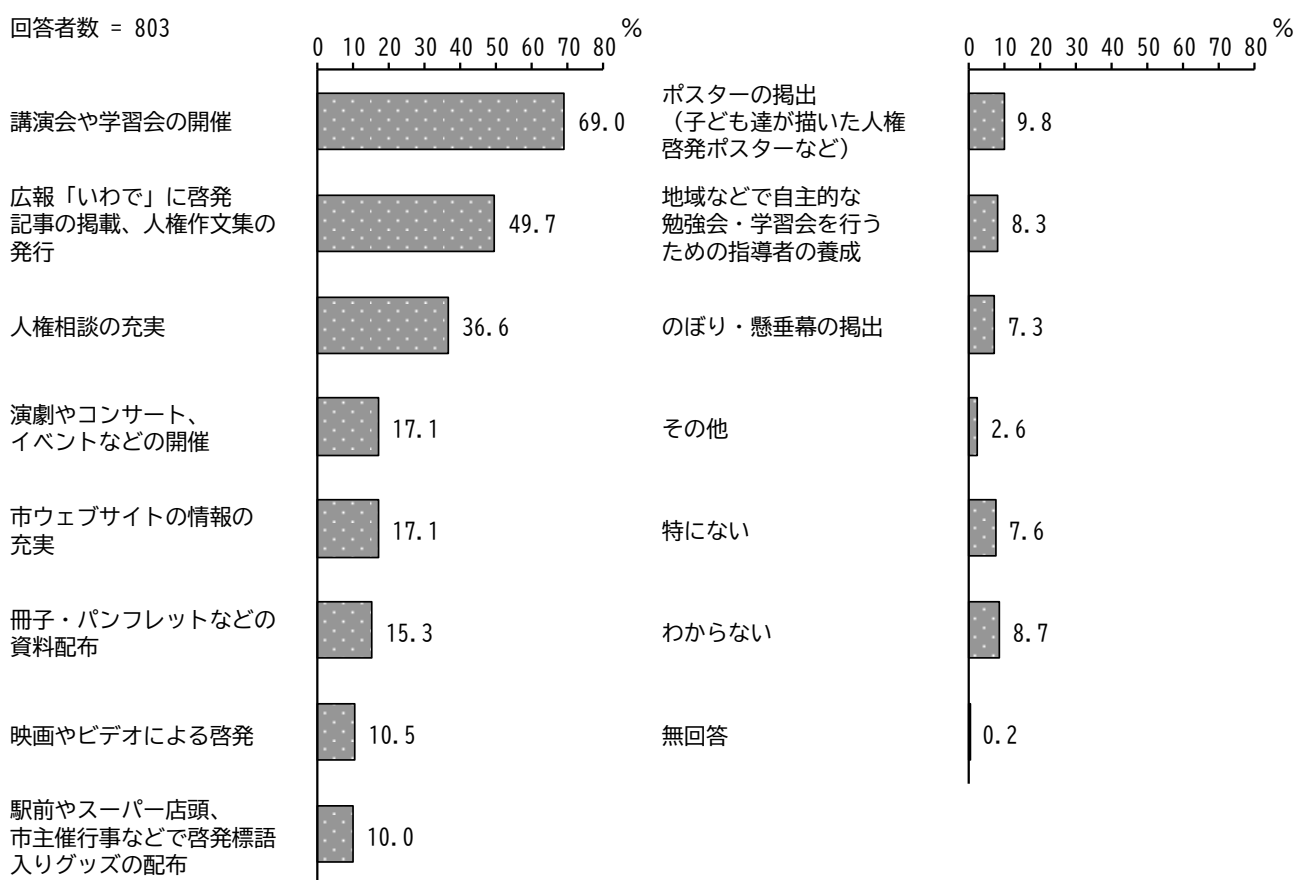


(2) 人権啓発の推進

すべての人の人権が尊重される明るく住みよい地域社会の実現に向け、市民一人ひとりが自らの課題として人権尊重の理念を理解することが大切です。そこで、あらゆる媒体を活用して啓発活動および相談・支援窓口の情報提供を推進しています。調査では、講演会や学習会、広報による記事掲載や人権作文集の発行が強く支持されており、これらの具体的取組の充実が急務とされました。

市民の正しい知識の定着と意識向上を目指し、各種活動を計画的に展開します。

人権についての理解を深めるために今後充実させていくべき取組



① 相談・支援窓口に関する情報提供

人権侵害があった場合に安心して利用できる相談・支援体制の充実とともに、広報紙やウェブサイト等を通じた窓口情報の普及を図ります。なお、関連法令の理解を深めるための情報提供も強化します。

② 人権に関するわかりやすい啓発の実施

基本的な人権知識の習得に加え、自他の生命の尊厳や多様性の認識の大切さを訴え、広報紙、映画上映会、各種イベント、作文やポスターの募集・展示、各種相談事業等を通して啓発活動を実施します。特に、調査で高い支持を得た講演会や学習会の開催を中心とした取組を展開します。

③ 企業における人権啓発活動の働きかけ

企業等に対して、採用時の差別防止やハラスメント対策、及び人権尊重の企業活動を促すための研修実施を働きかけ、適切な情報提供を通じた自主的な啓発活動を支援します。また、調査結果を踏まえ、内外への情報発信強化と法令理解の向上に努めます。

3 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

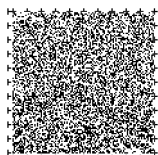
市職員、教職員等、社会教育関係職員、保健・医療・福祉・介護関係者など、人権に深くかかわる職業に従事する者は、『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画』及び「人権教育・啓発に関する基本計画」において「特定職業従事者（人権に深くかかわる特定の職業に従事する者）」と規定されています。

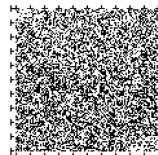
特定職業従事者に対しては、一人ひとりが人権課題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくすための態度と実践力を養う人権教育・啓発を充実します。さらに、今後も引き続き、特定職業従事者に向けた研修や啓発活動を推進し、各自が職務において高い人権意識を保持し、人権尊重の視点から行動できる資質の向上を徹底することが必要です。

特に、市職員及び教職員等は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、人権に関する責任の重大性を認識し、人権課題の解決を自らの責務として、自覚と使命感をもって職務にあたることが重要です。

医療関係者、福祉関係職員等についても、啓発等の機会を通じ、事業者の特性を踏まえた研修が実施されるよう助言を行います。

また、公共施設を管理する指定管理者等については、市職員と同様の研修が行われるよう助言・指導を行います。





4 相談・支援の推進

個別の人権侵害に適切に対応するため、各分野の相談・支援機能の充実を図り、国、県等の関係機関や人権擁護委員との連携を強化して、総合的かつ効果的な相談・支援を推進します。さらに、市民意識調査で相談しなかった市民が5割以上と回答されたことを受け、窓口情報の発信強化にも努めます。

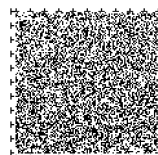
(1) 相談・支援体制の充実・強化

令和6年(2024年)10月に実施した「市民意識調査」では、人権が侵害されたと感じた市民は31.6%と、令和元年度調査からやや上昇している結果となりました。侵害内容は、「あらぬうわさや他人からの悪口による名誉・信用の侵害」(38.6%)、「職場におけるハラスメント・採用・昇格時の差別待遇」(35.8%)、「地域や職場、学校、施設などでの暴力、脅迫、無理強要、いじめなど」(30.1%)といった実態があり、さらに調査では、実際の人権侵害経験者が31.6%、「職場におけるハラスメント・差別待遇」が39.8%と高い割合を示し、相談先として「友だち、同僚、上司、学校の先生」が35.8%である一方、「黙って我慢した」等、誰にも相談していない割合が51.5%にのぼっています。

本市では、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が岩出市総合保健福祉センターにおいて、女性や子ども、高齢者、障害のある人等の人権、差別、暴行・虐待、いじめなどについて相談に応じています。また、市役所の人権啓発推進指導員や各担当課でも人権相談を実施しています。しかし、専門的な知識が必要なケースも存在するため、相談しやすい体制づくりや情報発信の強化が一層求められています。

引き続き、和歌山地方法務局や公益財団法人和歌山県人権啓発センターなどの関係機関と連携し、支援体制のさらなる充実・強化を図ります。さらに、女性、子ども、高齢者、障害のある人などの個別課題の相談は、市関係各課（地域子育て支援センター、こども家庭センター、地域包括支援センター、消費生活センター等）をはじめ、障害者相談支援事業所、和歌山県中央児童相談所、和歌山県DV相談支援センター、和歌山県障害児者サポートセンター、各種支援団体の専門窓口等で対応し、周知啓発と相談窓口情報の積極的な提供を進めます。また、法務局や児童相談所が実施する「みんなの人権110番」「児童相談所虐待対応ダイヤル189」「子どもの人権110番」などの情報提供の充実に努めます。

特に、解決が困難な事例については、本市単独ではなく、和歌山地方法務局、県の関係機関、医師会、保健所などの専門機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行います。

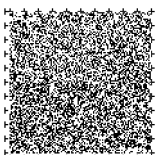


(2) 救済体制の連携強化

本市では、人権侵害や差別事件が発生した際、「差別事件処理委員会」を開催し、事件処理および被害者救済を実施しています。今後も「和歌山県人権侵害事件対策委員会」や和歌山地方法務局と連携し、迅速かつ的確な対応を継続します。

また、DV・性暴力被害者や虐待等により緊急に保護を必要とする子ども、高齢者、障害のある人については、市関係各課（こども家庭センター、地域包括支援センター等）や、和歌山県DV相談支援センター、和歌山県中央児童相談所、和歌山県障害児者サポートセンター、和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”等と連携し、一時保護や自立支援などの取組を進めます。さらに、各分野の専門機関との連携を通じた相談支援や救済も推進します。

しかし、関係機関が連携する現行の救済体制だけでは、複雑化・多様化する人権問題に迅速・柔軟な対応が難しく、被害者を真に救済する体制とは言えません。そのため、実効性のある人権救済制度の確立を目指し、県との連携をさらに強化するとともに、国へ働きかける機会を増やすなど、一層の改善策を追求していきます。



第4章

分野別施策の推進

1 同和問題（部落差別）

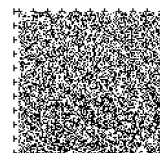
現状と課題

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別により、現代社会においても、同和地区や被差別部落と呼ばれる特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、自由な結婚が妨げられたり、就職で不公平な扱いを受けたりするなど、日常生活の上で様々な社会的不平等や差別を受け、人権が侵害されるという日本固有の重大な人権問題です。

市民意識調査結果では、同和問題（部落差別）で特に問題があると思う事柄は、「結婚問題で周囲が反対する」が51.6%で最も高く、次いで「就職・職場で差別や不利なあつかいを受ける」が27.8%、「結婚や就職などに際して身元調査が行われる」が27.3%と続きます。

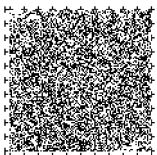
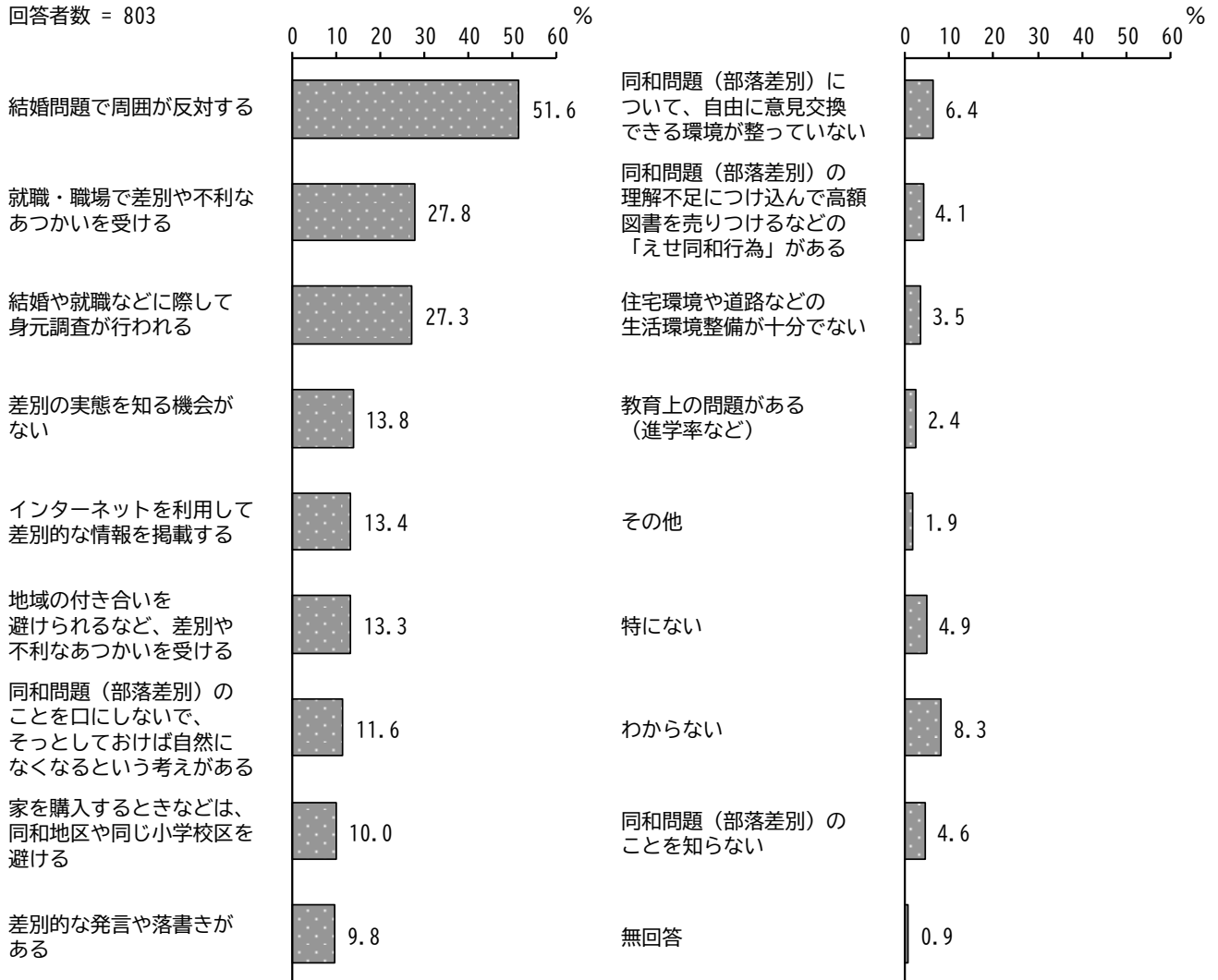
同和問題（部落差別）を解決するために必要な対応は、「学校教育、社会教育を通じて、人権を大切にすることを積極的に行う」が34.7%で最も高く、次いで「市民一人ひとりが、同和問題（部落差別）について、正しい理解を深めるように努力する」が33.6%、「学校や地域における人権教育・啓発活動を推進する」が28.9%となっています。

市民からは、同和問題（部落差別）や人権に関する教育の充実や、周知啓発が強く求められています。これらの取組を強化し、差別や偏見を許さない意識を醸成していくことが重要です。



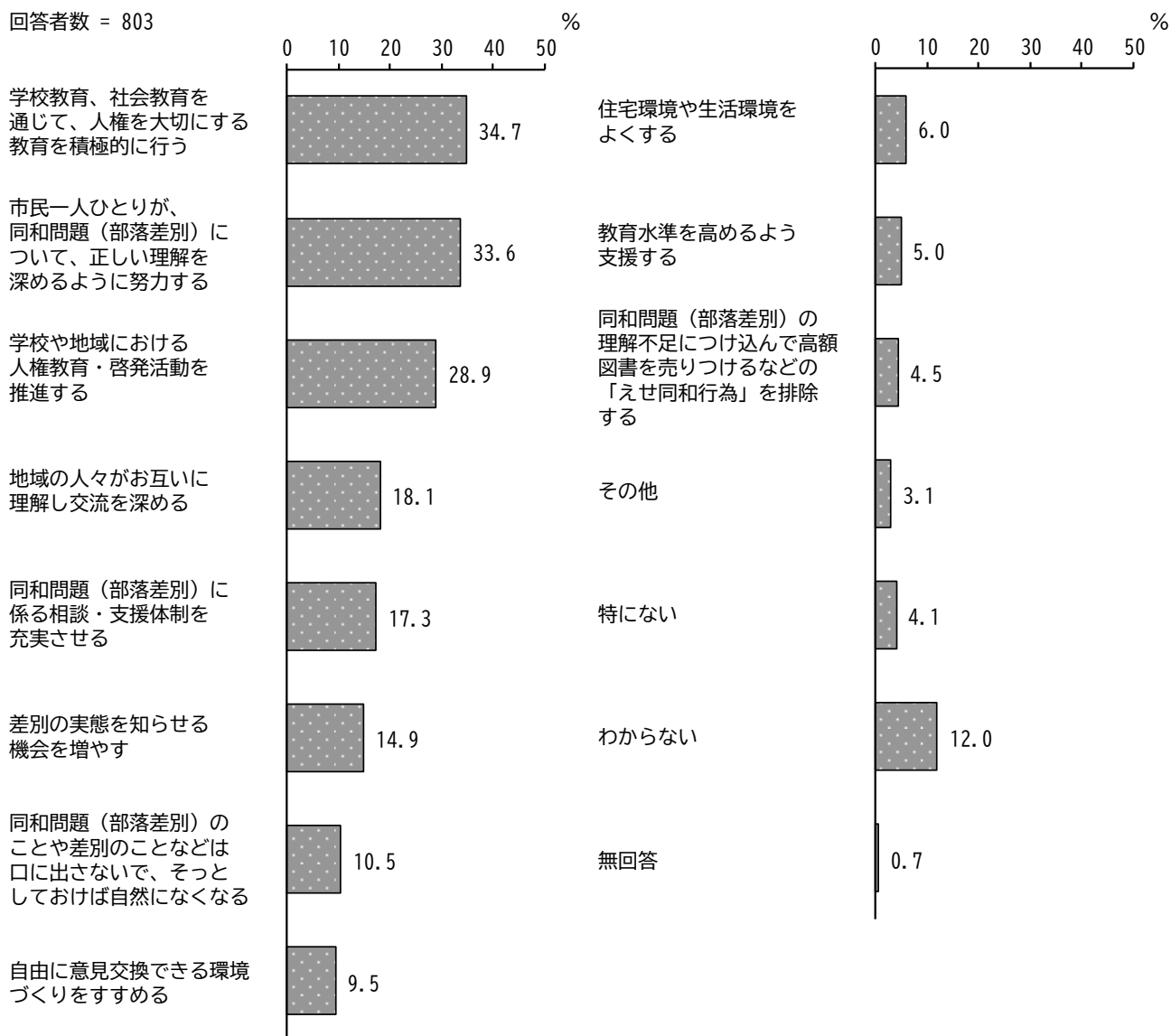
同和問題（部落差別）で特に問題があると思う事柄

回答者数 = 803



同和問題（部落差別）を解決するために特に必要な対応

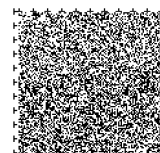
回答者数 = 803

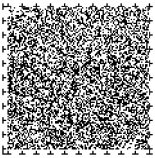


取組の基本方向と内容

同和問題の早期解決を図るための特別対策は、これまで大きな成果を上げ、概ねその目的が達成されたとして、平成14年（2002年）3月をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効しました。

しかしながら、同和問題に関する人権侵害が今なお発生している現状を踏まえ、「部落差別解消法」が施行されました。これまでに積み上げてきた同和教育及び啓発の成果を土台とし、同和問題を人権問題の重要な柱に据えながら、学校や家庭、地域、関係機関との連携を密にする従来の一般施策を継続するとともに、家庭、学校、地域、企業やその他社会全体に対する教育・啓発活動の充実、並びに差別事象への迅速な対応と被害者救済の体制強化を図るとともに、差別のない社会の実現に向けた人間形成の促進を新たな視点として取り入れた、全体的かつ多角的なアプローチを推進していきます。



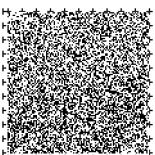


○ 家庭・学校・地域等における教育・啓発の推進

- ・市民一人ひとりが自分のこととして人権課題の解決に主体的に取り組めるよう同和問題についての認識を深めるための効果的な教育・啓発活動を進めていきます。
- ・地域における同和問題の教育・啓発に関する指導者の資質向上を図り、関連する活動団体と協働しながら、地域の実情に即した学習機会の充実に努めます。
- ・幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小・中学校においては、幼児期から一人ひとりの幼児、児童・生徒の発達段階に応じ、生活実態や人権意識などを的確に把握し、同和問題の正しい理解や関心が高まるよう努めます。また学校においては、教育のすべての領域に位置づけた人権教育計画を作成し、総合的に取り組んでいきます。
- ・人権上の課題を有する幼児・児童・生徒一人ひとりの自己実現が図られるよう、家庭や地域、関係機関との連携を深め、基礎的・基本的な学力の定着と進路指導の充実に努めます。
- ・教職員に対し、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するための実践的指導力の向上を図るための研修を充実させ、今後もこれまでの取組を踏襲しつつ、研修内容がより効果的なものとなるよう、実施方法等を含めた研究を継続し、より効果的な研修を全職員対象に行います。
- ・家庭内での日常的な会話や話し合いを通じて、同和問題に対する偏った認識を生じさせないようにするため、保護者が正しい知識と理解を深めることは極めて重要です。そのため、学習機会の提供や広報紙等による情報発信を積極的に行い、保護者が正しい認識を身につけられるよう努めます。

○ 企業等における教育・啓発の推進

- ・企業や各種団体に対して、職場の指導者が同和問題についての正しい理解と認識を深め、資質の向上を図るための継続的な研修に努めるよう促します。
- ・差別や偏見のない明るく働きやすい職場づくりが進められるよう、企業に対し啓発に努めます。
- ・企業に対して、「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」及び「部落差別解消推進条例」、「岩出市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行い、個人の資質や能力に関係のない理由により不利益が生じないよう、就職の機会均等や就労条件の公平な運用等を働きかけます。
- ・小規模農家の営農支援等のため、農林業同和对策事業により取得した共同作業所の効果的な活用等を促します。
- ・企業や関係機関と連携し、「えせ同和行為」の排除に向けた啓発に努めます。

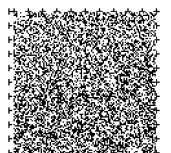


○ 差別事象への対応と差別による被害者の救済

- ・ 同和問題を理由とする差別事象や差別落書きなどが発生した場合には、事実確認とともに当事者及び関係者への助言等を行い、必要に応じて「差別事件処理委員会」を開催して対応するなど、関係行政機関・団体等と連携し、適切な解決を図ります。
- ・ 関係者に対し、同和問題に対する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発や指導・助言を行います。
- ・ 人権擁護委員による定期の人権相談や随時相談を実施するとともに、和歌山地方法務局や関係機関と連携を密にして人権相談体制を充実します。

○ 差別のない社会づくりに向けた取組の推進

- ・ 市民一人ひとりが差別を「自分の問題」として考える契機となるよう、講演会、研修会、啓発資料の配布などを通じて、部落差別の現状や歴史への理解を深める学習機会を確保します。
- ・ 同和問題（部落差別）に関する相談に適切に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、法務局や和歌山県、関係団体と連携し、差別的言動やインターネット上の差別書き込みなどの未然防止・早期対応に取り組めます。



2 子どもの人権

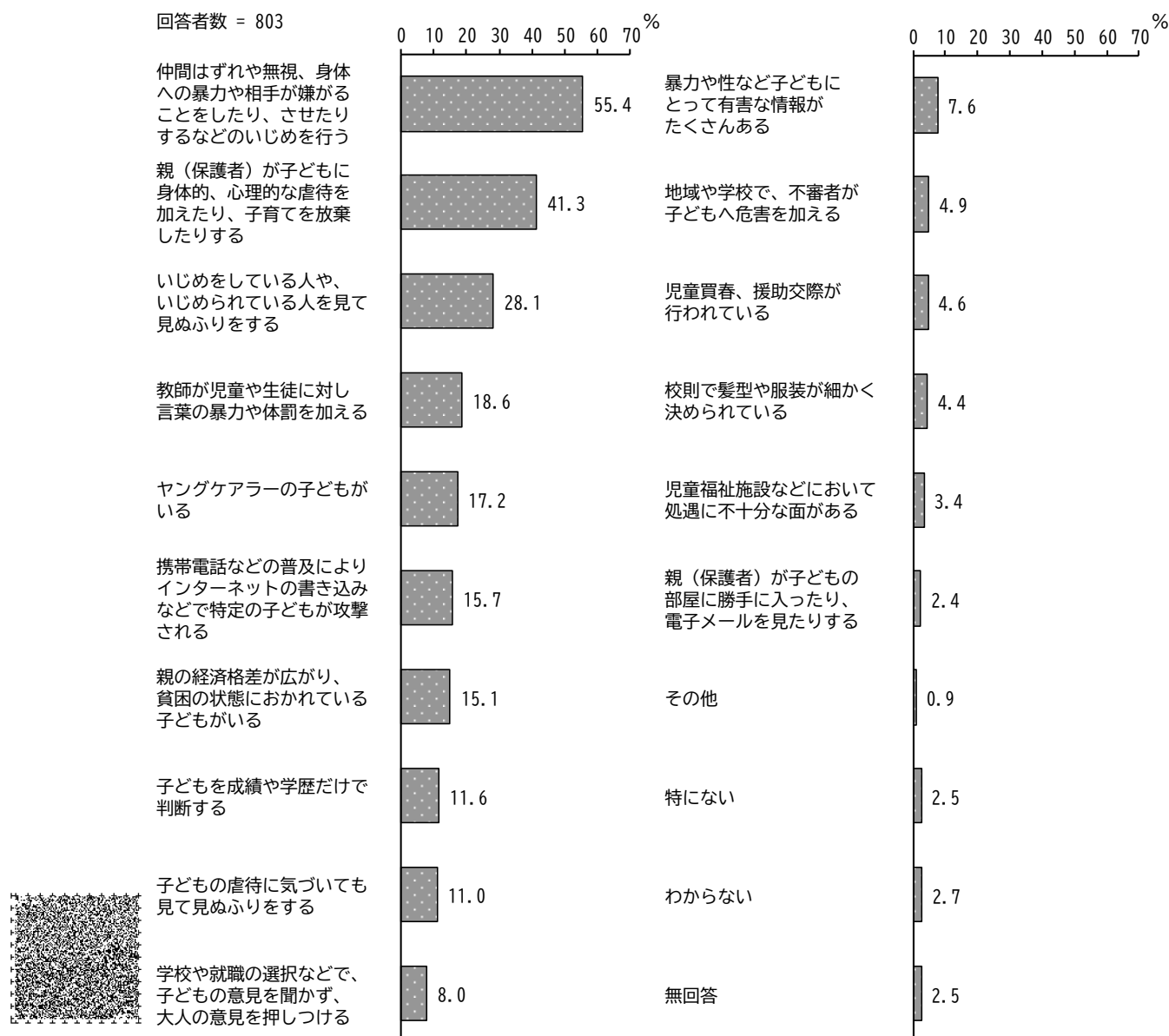
現状と課題

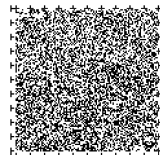
平成元年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」においては、「子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者」として位置づけられており、平成6年にわが国は、この条約に批准しました。

市民意識調査結果では、子どもに関する人権で特に問題があると思う事柄は、「仲間はずれや無視、身体への暴力や相手が嫌がることをしたり、させたりするなどのいじめを行う」が55.4%で最も高く、次いで「親（保護者）が子どもに身体的、心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」が41.3%、「いじめをしている人やいじめられている人を見て見ぬふりをする」が28.1%となっています。

今後も引き続き、児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、家庭・学校・地域のそれぞれが子どもたち一人ひとりを健全に育てていくという意識を高めていくことが重要です。また、子どもたちの成長過程で生じる様々な問題を解決するための相談・支援体制の充実や、連携の強化も図っていく必要があります。

子どもに関する人権で特に問題があると思う事柄





取組の基本方向と内容

子どもは一人ひとりがかけがえのない存在であり、性別、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての子どもには、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利があります。また、個性が認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切であり、その権利が守られなければなりません。

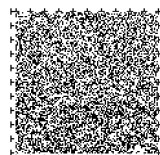
子どもをめぐる様々な問題に対しては、人権の視点で考えることが大切です。家庭・学校・地域が連携し、子どもの人権意識を育てる環境整備や児童虐待予防、いじめ・不登校対策、生活困難な子ども・若者への支援を強化していきます。さらに、地域子育て支援、健全な成長環境、デジタルシティズンシップ教育、SOSの発信力向上と大人の支援意識醸成に努めます。

○ 家庭・学校・地域等のつながりの中で子どもの人権意識を育てる環境づくり

- ・家庭、学校、地域、企業及び市等が役割を明確にしながら、互いに連携し、子どもが自分らしく生き、命を慈しみ、人を思いやるなど健やかに育ち、子どもの人権が守られる環境づくりを推進します。
- ・児童・生徒の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いの違いを認め合う、豊かな感性を育む教育を推進します。
- ・小・中学校では、「人権作文」や「人権ポスター」の作成などを通じて人権教育啓発を実施するとともに、「人権集会」など児童・生徒全員が人権を考える機会を充実します。

○ 児童虐待防止対策の強化

- ・児童虐待防止対策については、子ども家庭支援ネットワーク会議（関係機関による代表者会議）、実務者会議及び個別ケース検討会議、受理会議の三層構造で対応し、実務者会議が中心となり、関係機関との連携・協力体制を強化し、児童虐待防止と子どもの権利擁護に向けて取り組んでいきます。
- ・乳幼児健診や健康相談、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、子育て世帯等訪問支援事業等を通して、子育て環境や生活状況等を把握し、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。
- ・家庭児童相談の充実のほか、虐待ケースについて家庭相談員や保健師等による訪問指導などの実施を通じ、虐待の重篤化を防ぎ、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を実施します。
- ・児童虐待の早期発見や地域の見守りには地域住民の協力が不可欠であり、民生委員・児童委員活動、地域見守り協力員の協力体制を強化するとともに、引き続き通報義務等について市民への普及啓発活動を実施します。



○ いじめや不登校をなくす取組の充実

- ・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導し、いじめの兆候がある場合は、早期に把握し、解決に努めます。
- ・学校教育では、相手の立場に立って考え、痛みを感じ、気持ちを思いやることができる教育を推進します。
- ・いじめが原因で不登校になることもあるため、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラーによる相談の充実を図ります。
- ・学校、教育委員会、関係機関、各種団体等が連携し、いじめを受けた児童・生徒への支援にあたるなど地域ぐるみの協力体制を強化します。
- ・不登校児童・生徒の社会的自立に資することや学校生活への復帰を支援するため、支援員の教室配置やオンライン支援の仕組みを整備し、教育相談等の支援を行います。

○ ヤングケアラーへの支援

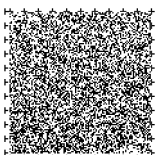
- ・学校や地域の関係機関と連携し、ヤングケアラーが抱える課題や負担を把握するとともに、適切な相談窓口や支援制度の情報提供を行い、必要に応じて個別の支援につなげます。
- ・教育現場や関係機関への啓発を通じて、ヤングケアラーへの理解促進を図ります。

○ 地域での子育て支援の充実

- ・「岩出市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「岩出市こども計画」に基づき、関係機関が連携した子育てに関する相談や教育・保育サービスなどの地域での子育て支援機能を充実し、子育てしやすい環境づくりを推進するとともに、子育てを地域社会が一体となって支援し、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます。
- ・子どもの成長と保護者の子育てを支援するため、「岩出市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「岩出市こども計画」に基づき、障害児支援、ひとり親家庭の支援、児童虐待の防止など、各種施策を総合的に推進します。

○ 社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者等への支援

- ・ひきこもり等、困難を有する子ども・若者やその家族が地域で孤立することなく、社会とのつながりを保ちながら、自立した生活を送ることができるよう必要な情報を提供するとともに、相談支援体制の充実に取り組みます。



○ 子どもの健全な成長を促す環境づくりと子どもの人権についての教育・啓発

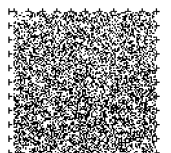
- ・大人自身が、子どもは人格を持つ一人の人間であることを認識し、子どもの権利について理解を深めるため、機会を捉えて「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」について啓発を推進します。
- ・小・中学校では、児童・生徒一人ひとりの個性や能力の伸長と基礎学力向上を図るとともに、各学校の人権教育計画に基づき、人権についての正しい知識の習得と理解を深め、人権が尊重される社会の形成に寄与できる子どもを育てることをめざします。
- ・市内の幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小・中学校間の連携を深め、一貫性のある人権教育を進めるとともに、地域や保護者と連携して、地域ぐるみで人権問題に対する認識を高める取組を推進します。
- ・子どもの意見表明権を尊重し、学校や地域場で子どもが自分の意見を安心して表現できる環境づくりを推進します。
- ・子どもの権利が十分に保障されるよう、権利侵害への対応、相談支援、必要な調整を行う仕組みの充実を図ります。

○ 情報モラルの向上のためのデジタルシティズンシップ教育の推進

- ・インターネット利用が広がる中で、子どもが安全にデジタル社会を生きる力を身につけられるよう、学校や地域と連携して情報モラルを育むデジタルシティズンシップ教育を推進し、適切な情報発信・受信の態度形成を図ります。

○ 子どものＳＯＳ発信力育成と、大人の支援意識醸成

- ・いじめや虐待など、子どもが抱える不安や危険を早期に把握できるよう、子ども自身がＳＯＳを発信しやすい相談体制の整備に努めるとともに、学校、家庭、地域が連携し、大人が子どものサインに気づき、支援につなげる意識の醸成を進めます。



3 女性の人権

現状と課題

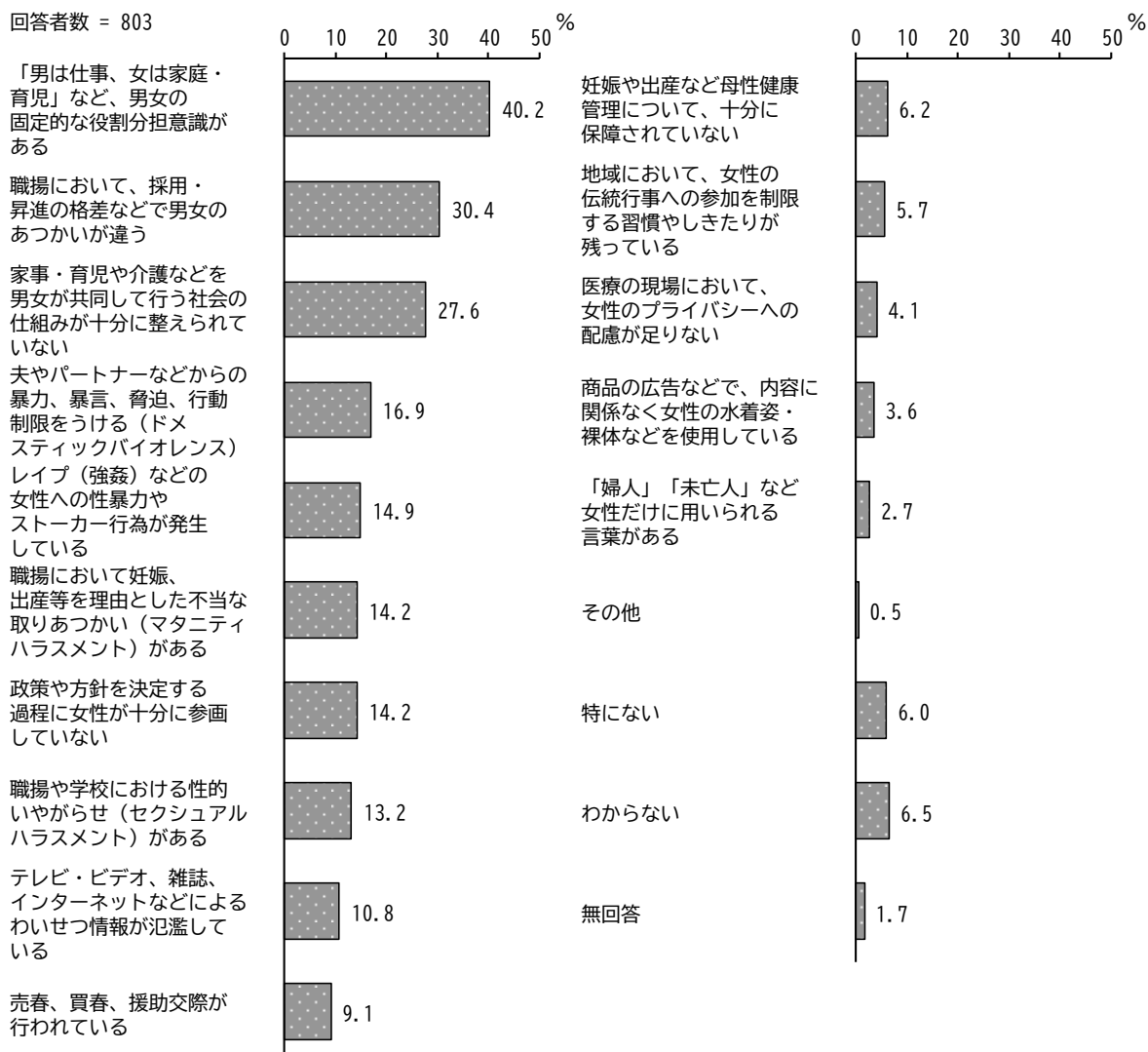
男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定的にとらえる意識が社会的に根強く残っており、家庭や職場などで様々な差別を生む原因となっています。

市民意識調査結果では、女性に関する人権で特に問題があると思う事柄は、『男は仕事、女は家庭・育児』など、男女の固定的な役割分担意識がある』が40.2%で最も高く、次いで「職場において、採用・昇進の格差などで男女のあつかが違う」が30.4%、「家事・育児や介護などを男女が共同で行う社会の仕組みが十分に整えられていない」が27.6%となっています。

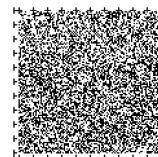
今後も引き続き、女性の人権や男女共同参画に関する周知啓発を推進し、性別にかかわらず男女が互いに個人として尊重し合い、あらゆる分野で共に活躍できるまちを目指した取組を続けていく必要があります。特に、固定的性別役割分担意識や、それに伴うアンコンシャス・バイアスの解消に向けて、周知啓発と社会環境の整備の両面から取り組むことが求められています。

女性に関する人権で特に問題があると思う事柄

回答者数 = 803



取組の基本方向と内容



女性の人権と尊厳が尊重され、差別的取扱いを受けず、個人としての能力を発揮する機会が確保される社会を実現するためには、女性であることを理由に社会における活動が制約されることがないように取り組まなければなりません。ジェンダー平等への意識醸成を図るとともに、性別にかかわらず、男女が互いに個人として尊重し合うとともに、お互いが自立し、あらゆる分野で対等なパートナーシップを発揮できる男女共同参画社会の実現に向け取り組みます。また、政策決定過程や地域活動促進や、仕事と生活の調和や多様な働き方の実現、処遇格差是正について関係機関と連携し周知を図ります。

○ ジェンダー平等と男女共同参画社会の実現のための情報発信や学習機会の提供

- ・すべての市民が、男女共同参画社会に対する理解を深め、自らの意識と行動を変革していくことをめざして、教育や学習機会の提供、周知に取り組めます。
- ・幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小・中学校では、男女が互いに尊重し合い、対等に生きることの大切さや男女平等の考え方を理解し深める指導を行うとともに、幼児・児童・生徒一人ひとりが、性別ではなく個性によって自分の生き方を選択できるよう、発達段階に応じた教育・学習を推進します。
- ・次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を更新し、新たな計画に沿って、次世代育成支援と女性活躍の推進に向けた取組を一層強化します。

○ あらゆる暴力から女性の人権を守る環境づくり

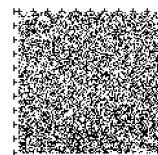
- ・配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性的な暴力などは、人権を著しく侵害するものであり、被害にあう多くは女性です。その根絶に向け周知します。
- ・被害女性の保護、救済、相談支援などの体制を充実させるとともに、関係機関との連携を図りながら、適切な対応を進めます。

○ 男女がともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や柔軟な働き方を 実現できる環境づくり

- ・女性が経済活動に参画するためには、固定的役割分担意識の解消とともに過去の仕事中心の生活スタイルから、人生の各段階において、仕事や家庭生活、地域生活、自己啓発など、男女ともに柔軟な働き方の実現が求められます。そのため仕事と家庭の両立支援、次世代育成支援などについて積極的に取り組みます。
- ・市における特定事業主行動計画に基づき、仕事と育児の両立支援、柔軟な働き方の推進、女性職員のキャリア形成支援などを計画的に推進します。

○ 男女間の処遇格差の是正や就労環境の整備に関する啓発の推進

- ・男女間の処遇格差の是正や職場におけるハラスメント防止に向け、事業者や市民への周知に取り組むとともに、関係機関との連携により、誰もが安心して働ける就労環境づくりを支援します。



○ 男女が互いの性を尊重する意識の醸成と健康づくり

- ・性について正しく理解し、性の大切さや人権とのかかわりなどについて、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小・中学校において発達段階に応じた性、女性の健康についての教育を推進します。
- ・近年、10代の若者の性感染症やH I V感染、望まない妊娠などの増加を踏まえ、その防止に向けて正しい性教育・学習の充実に努めます。
- ・国際的に提唱されている「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の観点を踏まえ、女性自らが正しい知識や情報を得て、自分の健康管理、自己決定をしながら、生涯を通じた健康づくりを実践できるよう、啓発や相談支援に取り組みます。
- ・保健師・助産師による発育・発達に関する相談指導について、切れ目ない相談支援体制を維持します。
- ・不妊に悩む夫婦の不妊治療費助成について、市ウェブサイトや広報紙等で積極的に情報発信し、制度の周知と利用促進を図ります。

○ 政策・方針決定過程での男女共同参画の促進

- ・市における審議会等への女性の登用や、地域活動への女性の積極的な参画を促進します。
- ・特定事業主行動計画に基づき、女性管理職比率の向上や意思決定の場への参画拡大を着実に進めます。

○ 地域活動やまちづくりの場において、女性が積極的に参画・活躍できる環境づくりの支援

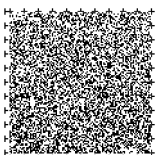
- ・地域活動や自治会、委員会、まちづくりの場などにおいて、女性が積極的に参画・活躍できる機会の拡充を図るため、研修や啓発を通じて、地域全体の理解促進と環境づくりを進めます。

○ ファミリー・サポート・センターについて、利便性の周知啓発

- ・子育て中の家庭を支援するため、ファミリー・サポート・センターの役割や利用方法について、広報媒体や説明会等を通じて分かりやすく周知し、利便性向上と利用促進を図ります。

○ 男女共同参画に関する情報発信や学習機会の展開

- ・男女共同参画に関する基本的理解の浸透を図るため、市民向けの講座や研修、広報による情報発信に取り組むとともに、学校、地域、職場など多様な場において学習機会を展開し、誰もが性別にかかわらず尊重される社会づくりを推進します。



4 高齢者の人権

現状と課題

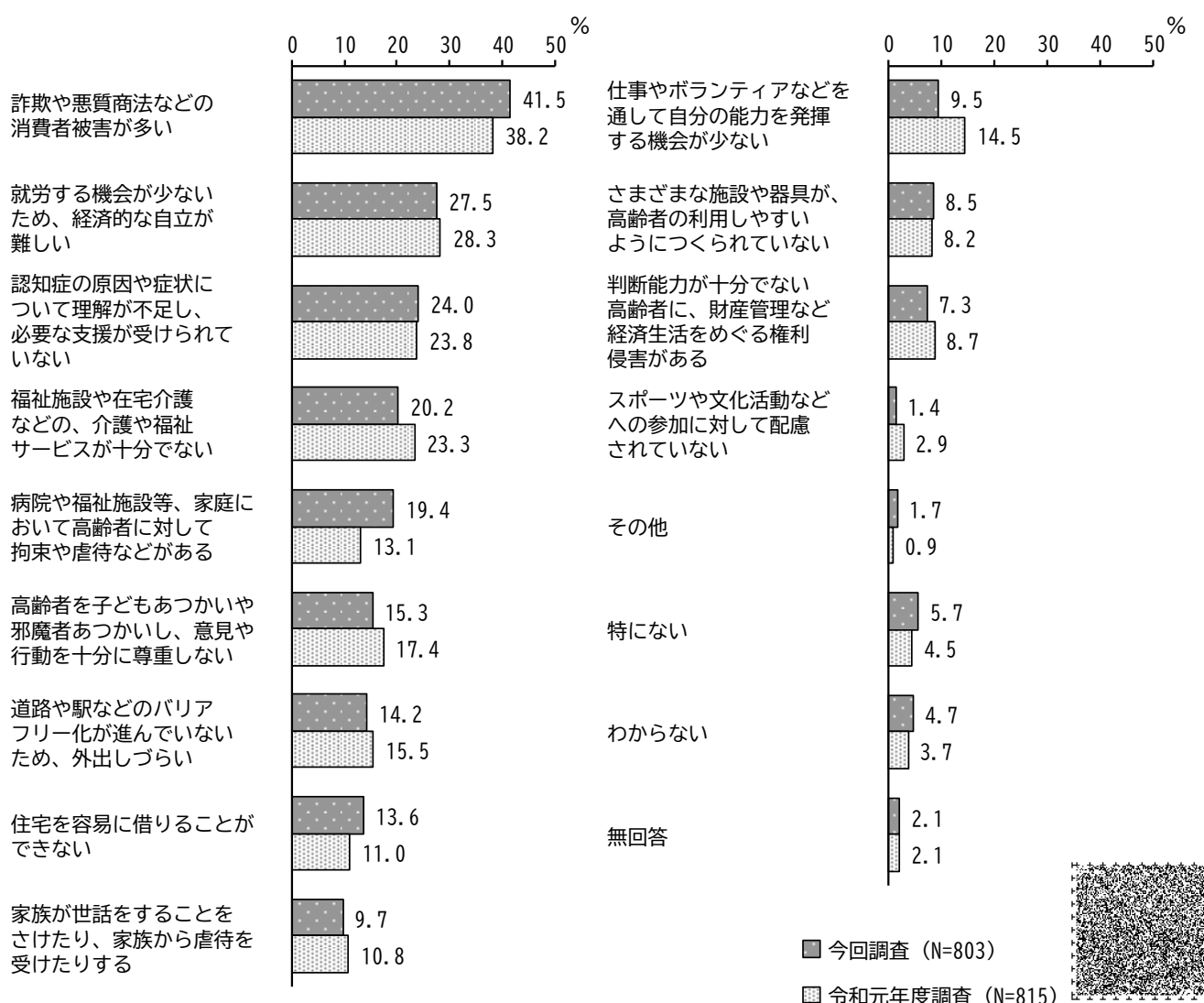
平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、わが国における高齢化の現状は、令和7年(2025年)9月15日時点で65歳以上が3,619万人で、高齢化率は29.4%となっています。

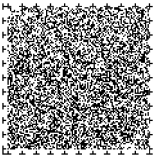
また、2025年に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者へ移行したため、支援が必要な高齢者が急増すると見込まれています。

高齢者に関する人権で特に問題があると思う事柄は、「詐欺や悪質商法などの消費者被害が多い」が41.5%で最も高く、以下「就労する機会が少ないため、経済的自立が難しい」が27.5%、「認知症の原因や症状について理解が不足し、必要な支援が受けられていない」が24.0%と続きます。前回調査と比較すると、「病院や福祉施設等、家庭において高齢者に対して拘束や虐待などがある」が6.3ポイント増で19.4%となっています。

今後も引き続き、本格的な超高齢社会を踏まえた社会環境の整備や、支援体制の強化に取り組んでいく必要があります。また、詐欺や悪質商法等による高齢者の被害を防止するため、成年後見制度等の周知啓発を進めることも重要です。

高齢者に関する人権で特に問題があると思う事柄





取組の基本方向と内容

本市の高齢化率は県内で最も低い状況ですが着実に進展しており、今後も高齢者人口の増加が見込まれています。

可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の方向性を踏まえ、介護予防や生きがい活動に取り組む環境整備を進めます。人権尊重の視点を持ち、地域包括ケアシステムや権利擁護の推進を図ります。また、社会参加及び生きがいづくりを促進する取組や、相談体制の整備、地域見守り活動等を通じ、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりの実現に取り組めます。

○ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組の充実

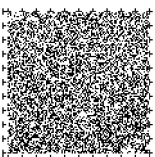
- ・高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう医療、介護、住まい、生活支援、介護予防・認知症支援が包括的に確保されるよう関係機関と連携し、各種事業の充実に努めます。

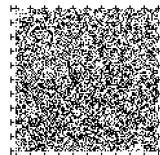
○ 高齢者の虐待防止及び高齢者の権利擁護の推進

- ・「高齢者虐待防止法」に基づき、地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待に関する相談に対応するとともに、保健、医療、福祉、介護の関係機関のネットワークを構築し、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応の取組を推進します。
- ・認知症高齢者やその家族等が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう地域包括支援センターの総合相談窓口の周知に努めるとともに、地域での支援体制の充実に努めます。
- ・介護等における高齢者の身体拘束は、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体機能の低下を引き起こすことにもなりかねません。今後も、介護事業者等への啓発に努め、高齢者の人権に配慮した介護に関する情報の周知を図ります。
- ・判断能力が十分でないことにより日常生活に不安のある高齢者を支援するために、福祉サービスの利用援助等を行うとともに、成年後見制度の利用を促進します。
- ・認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者への支援として、事前登録制度やステッカーを配布する（見守り愛ネットワーク事業）を推進するとともに、行方不明時の早期発見につなげます。

○ 高齢者の人権を尊重したサービスの推進

- ・介護サービス事業所や高齢者福祉施設等で働く人たちには、専門的な知識や技術とあわせて高齢者の人権やプライバシーを守る高い倫理観が必要です。このため、介護サービス事業所や高齢者福祉施設等で働く職員の資質の向上を図るため、運営指導時の機会を通じ事業所等に対し高齢者虐待防止や身体拘束禁止等の視点から、これらの与える影響についての理解、防止のための取組促進について指導・助言等を行います。
- ・高齢者福祉施設等については、和歌山県と情報共有しながら入所者の安全とプライバシーに配慮したサービスの向上等を推進します。





○ 高齢者やその家族等のための支援の充実

- ・高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けていくことができるよう高齢者とその家族に適切な保健・医療・福祉・介護サービス等に関する情報提供や利用支援を推進するため、地域包括支援センター等の相談窓口の周知と充実に努めます。
- ・「地域ケア会議」では、ケアマネージャーや保健・医療・福祉・介護サービスの提供機関、民生委員・児童委員、ボランティア団体等、高齢者支援に関わる人が集まり、地域の高齢者の課題を話し合い、多職種で連携する体制の構築に努めます。
- ・認知症の人とその家族を地域で支える意識の醸成に努めるとともに、地域住民による見守り・支え合いの機能を強化し、地域ぐるみで認知症の人の早期発見や適切な支援につながるためのネットワークの構築を図ります。
- ・認知症の人とその家族の応援者である「認知症サポーター」を養成し、認知症の人やその家族を支援するとともに、認知症について正しい理解が深まるよう普及・啓発に努めます。また、認知症の人を介護する家族の負担を軽減するため、認知症カフェ等の交流の場を設け、情報の共有化を図ります。

○ 社会参加と生きがい対策

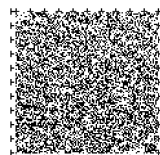
- ・高齢者の生活を豊かにするために、図書館、地区公民館、民俗資料館、体育館等で各種の学習講座やスポーツ・レクリエーション等の生涯学習活動の充実に努めます。
- ・老人クラブ活動の支援や、「いわで交流マップ」により、高齢者の交流の場の紹介等、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します。
- ・シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の社会参加や就業機会の確保に努めます。

○ 高齢者が生活しやすい福祉のまちづくりの推進

- ・高齢者や障害のある人の積極的な社会参加を促進するために、安全かつ円滑な移動ができるよう公共交通機関や公共施設などのバリアフリー化を推進します。
- ・バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを促進します。
- ・本市では、令和6年4月に岩出市消費生活センターを開設し、高齢者を狙った悪質商法等の増加を踏まえ、和歌山県消費生活センターや関係機関等と連携し、高齢者等に対する啓発に取り組みます。また、高齢者を狙った犯罪や被害の未然防止に向けて情報発信や講座開催により、地域の見守り力向上を図るとともに、誰もが利用しやすい相談窓口の充実に取り組みます。
- ・道路事業においては、歩道設置の際にバリアフリー化を徹底した道路設計を推進し、高齢者が安全に移動できる環境の整備を図ります。

○ 適切な支援につながる相談体制の強化

- ・高齢者が抱える虐待、生活困窮、孤立、消費者被害など、様々な人権課題に速やかに対応できるよう、関係機関と連携した相談体制をさらに充実させます。高齢者本人や家族、地域住民が相談しやすい窓口環境を整え、必要な支援につながるよう努めます。



5 障害のある人の人権

現状と課題

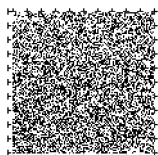
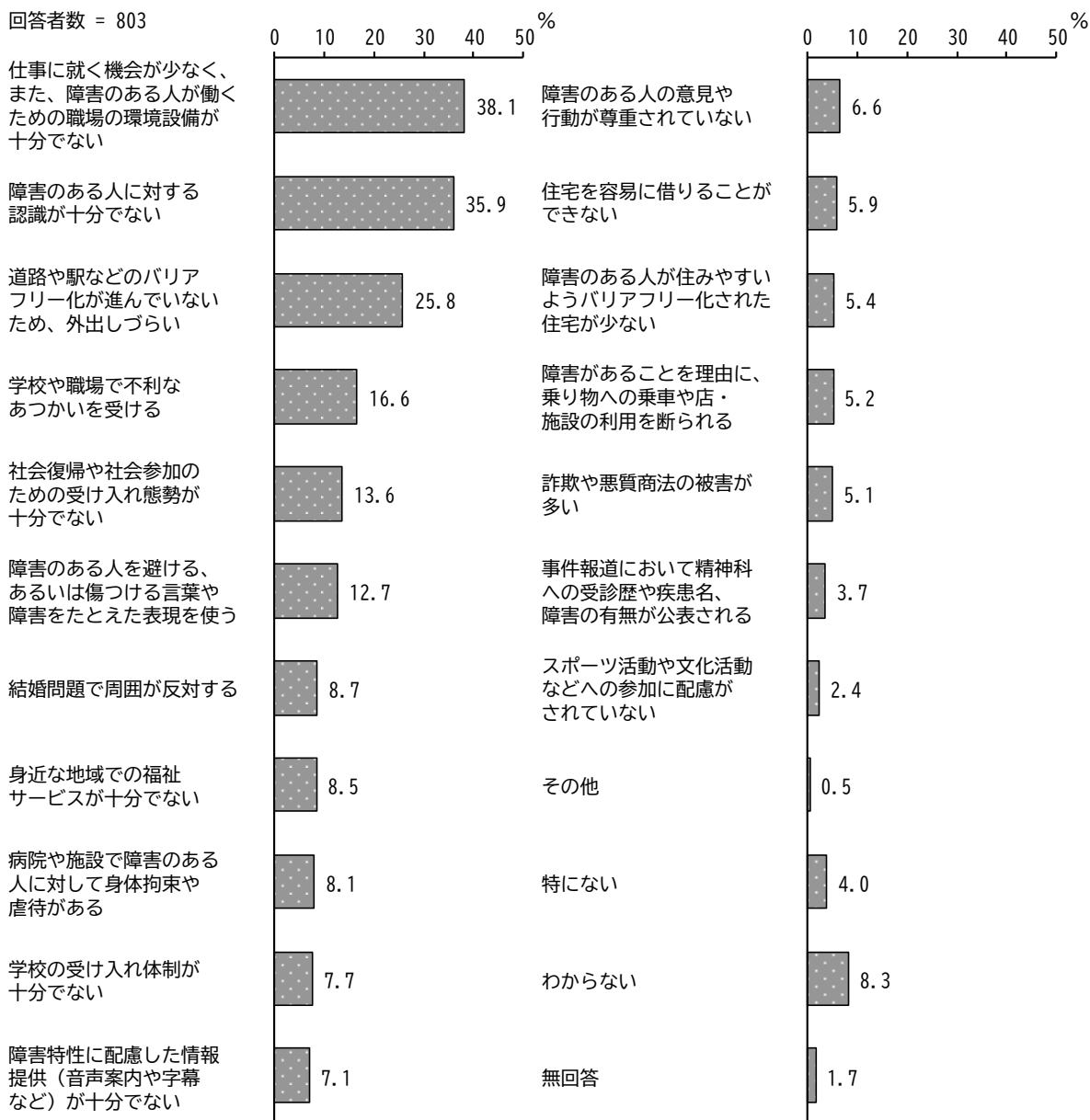
ノーマライゼーションとは、障害のある人もない人も、共に当たり前で暮らせる社会をめざす理念です。この理念は、障害のある人の人権を守り、誰もが平等に生きる社会の実現に欠かせません。

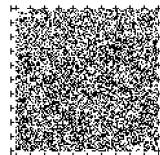
市民意識調査結果では、障害のある人の人権で特に問題があると思う事柄は、「仕事に就く機会が少なく、また、障害のある人が働くための職場の環境設備が十分でない」が38.1%で最も高く、次いで「障害のある人に対する認識が十分でない」が35.9%、「道路や駅などのバリアフリー化が進んでいないため、外出しづらい」が25.8%となっています。

今後も引き続き、障害のある人が健常者と同等に生活できるような社会をめざして、道路・駅・公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、福祉支援や人権に関する周知啓発にも取り組んでいく必要があります。特に、障害のある人の就業支援を充実させることが求められています。

障害のある人の人権で特に問題があると思う事柄

回答者数 = 803





取組の基本方向と内容

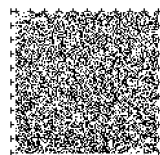
ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別や程度を問わず、居住する場所の選択も含めて、自立と社会参加の実現を図ります。従来の「岩出市障害者計画」等と連携した取組に加え、市民の理解と参加の促進や学校教育における相互理解の深化、地域生活移行促進の支援体制を充実します。さらに、自分らしく安心して暮らし続けるため、必要な障害福祉サービスやその他の支援に加え、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化等も推進していきます。

○ 障害に対する市民の理解と参加の促進

- ・障害のある人が地域で安心して自立した生活が送れるよう障害や障害のある人への理解をより一層深めるための啓発、広報活動を推進します。
- ・地域や学校などにおいて、障害のある人と障害のない人が交流し、ともに学ぶ機会の拡大に努め、相互理解を深める取組を推進します。
- ・地域や学校での福祉教育を進めるとともに、ボランティア活動を促進するため、必要な人材の確保・育成に取り組めます。
- ・市民の手話に対する関心を高めるため、広報紙や市ウェブサイト・市役所内デジタルサイネージに手話の記事や動画を掲載するとともに、市内小学生対象の手話教室や地域の中での手話奉仕員の養成講座を継続して実施していきます。
- ・障害のある人の文化・運動に関する講座を開催し、内容の充実とともに、対象者への効果的な周知を図ります。

○ 相互理解を深める学校教育の推進

- ・障害のある児童・生徒一人ひとりの個性にあったきめ細かい教育の内容を確保するという視点に立ち、地域とともに育ち、学び、生きることを基本とした学校教育をめざします。
- ・すべての幼児・児童・生徒に対し障害や障害のある人への理解を深め、一人ひとりがかけがえのない存在として、ともに育つことを喜び合える心を育む教育を進めるとともに、すべての幼児・児童・生徒が学びやすい環境整備を推進します。
- ・障害の重度・重複化、多様化の状況や本市の状況をふまえて、障害のある子どもに対し、乳幼児期から一貫した相談・支援を行うため、特別支援学校などの専門機関との連携を図ります。
- ・児童・生徒に対し、人権や障害への正しい理解を促すため、学校の人権教育担当者向け研修や学校全体での取組支援を充実させます。
- ・特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育環境整備のため、新たな申請様式により提出書類の削減と事務の円滑化を図りつつ、保護者に対する教育費の扶助を実施します。
- ・LD等を含む発達障害のある児童・生徒に対して、個々の特性に応じた適切な支援と指導を行い、早期指導を通じた困難の改善と教育内容の充実を図ります。



○ 地域生活移行を促進するための支援体制の充実

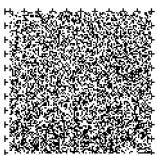
- ・障害のある人や家族のニーズの把握に努め、障害のある人が地域で安心して生活することができるよう、連携して相談・支援体制の整備を進めるとともに、福祉、保健、教育、労働等のネットワークである那賀圏域障害児・者自立支援協議会を中心として、障害のある人のライフステージに対応した支援を実施します。

○ 就労支援

- ・「岩出紀の川障害者就業・生活支援センター」を中心に関係機関と連携して就労支援に取り組みます。
- ・障害のある人が能力と適性に応じて可能な限り就労し、働き続けられるよう障害福祉サービスの充実に努めるとともに、障害のある人の就労を支援・促進するため、行政の各部署及びハローワークなどの関係機関との連携強化や情報共有を推進します。
- ・障害のある人に対し、一般就労や雇用支援策に関する理解を促進し、障害のある人の一般就労への移行を推進します。
- ・障害のある人の雇用に対する理解を促進するために、那賀圏域障害児・者自立支援協議会就労支援部会の活動及び企業との交流を通じて、啓発活動を行います。
- ・障害者の雇用促進に関する法律に基づき、障害者のある人が働きやすく活躍できる職場環境の整備を推進します。

○ 障害のある人の虐待防止及び権利擁護の推進

- ・障害のある人に対する虐待の防止及びその早期発見のために、相談・支援体制の充実、那賀圏域障害児・者自立支援協議会との連携強化を図ります。
- ・意思表示や判断能力が不十分な障害のある人が、安心して日常生活を送ることができるように、成年後見制度や権利擁護事業について、制度の理解と活用を促進します。
- ・県が行う広域的・専門的な相談支援との連携を強化し、困難事例に対する専門的な相談支援の充実に図ります。
- ・「障害者権利条約」及び「障害者差別解消法」の趣旨や意義等について、市民に周知を図り、障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を推進し、障害のある人もない人も等しく個人の尊厳が尊重される地域づくりを推進します。
- ・「障害者差別解消法」が平成28年(2016年)4月から施行されたことを踏まえ、「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、事例発表や研修等を行い、差別の解消に向けた取組を推進しています。



○ 障害のある人の社会参加を促進する環境づくり

- ・ユニバーサルデザインの考え方や「和歌山県福祉のまちづくり条例」を踏まえ、安全かつ円滑な移動ができる公共交通機関や公共施設などのバリアフリー化、多目的トイレの整備を推進します。
- ・バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進め、誰もが安心して暮らせるようなまちづくりを促進します。
- ・ユニバーサルデザインを採用した公共施設において、車いす対応設備、コミュニケーション支援ツール、多機能トイレ等の整備を進めます。
- ・岩出図書館では、大活字本、点字本、布絵本、デジタル録音図書等、多様な資料の収集を進めています。また、電子書籍や障害者向けサービス（郵送サービス、対面朗読など）については、情報の提供に努めています。

○ 成年後見制度の活用を含めた権利擁護の取組の推進

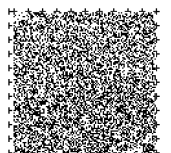
- ・障害のある人が権利侵害を受けることなく安心して生活できるよう、成年後見制度の活用促進を含む権利擁護の取組を推進し、専門機関や地域の相談支援体制との連携を強化します。

○ 自分らしく安心して暮らし続けられる支援体制やサービスの充実

- ・障害のある人が自分らしく地域で暮らし続けられるよう、生活支援・就労支援・医療福祉サービスなどの多様なニーズに応じた支援体制の充実を図るとともに、関係機関との協働により切れ目のない支援環境を整備します。

○ 家族が抱える不安・負担軽減のためのサービスの充実

- ・障害のある人を支える家族の不安や介護負担を軽減するため、レスパイト（休息）サービスの充実、相談機能の強化、地域での支援体制づくりを推進し、家族が安心して暮らせる環境の整備に努めます。



6 外国人の人権

現状と課題

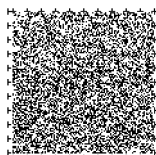
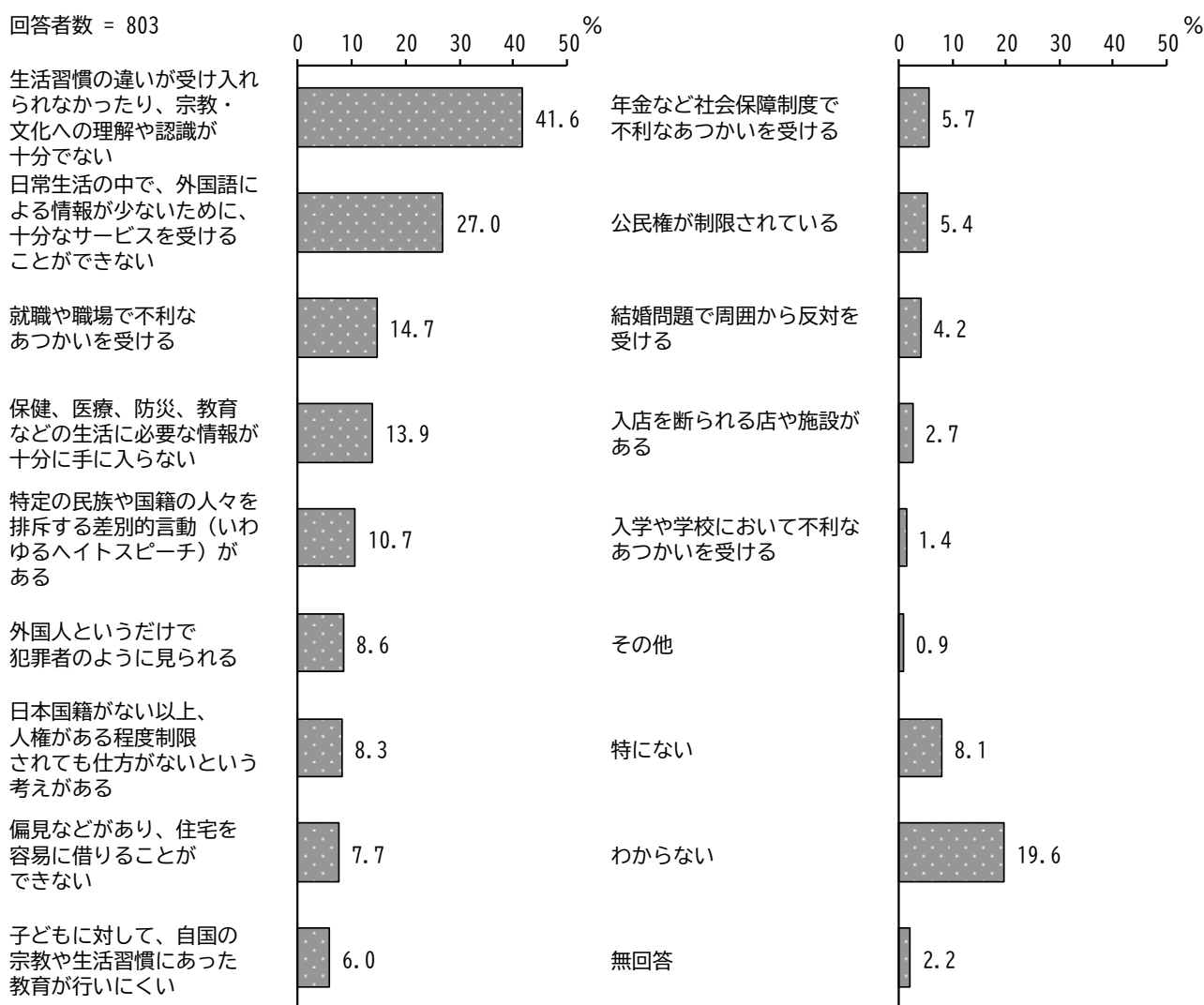
国際化時代を反映して、日本国内で生活する外国人は年々増加しており、学校や職場だけではなく、地域社会における日常生活の様々な場面で、外国人と接する機会が増えてきています。

市民意識調査結果では、外国人に関する人権で特に問題があると思う事柄は、「生活習慣の違いが受け入れられなかったり、宗教・文化への理解や認識が十分でない」が41.6%で最も高く、次いで「日常生活の中で、外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けることができない」が27.0%、「就職や職場で不利なあつかいを受ける」が14.7%となっています。

今後は、日本人と外国人が共に地域で安心して生活するため、互いの生活習慣や宗教・文化について理解を深めるための取組が求められています。また、外国人向けの公的サービスや各種制度について、外国語による情報提供を拡充していくことも必要です。

外国人に関する人権で特に問題があると思う事柄

回答者数 = 803



取組の基本方向と内容

文化の違いを尊重するとともに、日本人と同様に外国人も平等に扱われることを基本とし、日常生活や就労の場において外国人がその能力を十分に発揮できる環境整備をめざします。さらに、外国人が地域社会の一員としていきいきと安心して生活できるよう、国際理解教育や交流活動、相談事業の強化をはじめ、多様な文化や価値観が互いに尊重され、偏見や差別のない社会づくりを進めていきます。

○ 国際理解教育及び交流活動の充実

- ・文化の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすため、幼児・児童・生徒に対し、様々な機会を通して、多様性を受容する人権感覚を育む教育・保育を推進します。
- ・教職員一人ひとりが人権感覚を備え、人権意識の高揚に努めるとともに、県と連携しながら、実践的な指導力の向上を図る研修体制を確立します。
- ・すべての外国人の人権が尊重され、ともに生きる多文化共生社会の実現をめざして、家庭や地域に対し啓発を推進するとともに、文化交流活動の充実に努めます。

○ 外国人に対する情報提供や相談事業等の充実

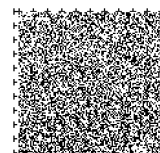
- ・本市が外国人にとっても生活しやすいまちとなるよう、外国語による情報提供や生活を援助する体制づくりに努めます。
- ・和歌山県国際交流センターや民間支援団体と連携を図りながら、外国人への生活に関する情報の提供に努めるとともに、日常生活における様々な問題や悩みごとの多言語対応が必要な相談案件については、多言語翻訳機による即時対応や、専門通訳者の派遣・委託を適切に組み合わせることで、多角的な支援体制の充実に努めます。

○ 多様な文化や価値観を尊重し合える地域づくりの推進

- ・多様な文化的背景や価値観をもつ外国人住民が地域社会の一員として尊重され、安心して生活できるよう、生活習慣や文化の違いへの理解を深める啓発や交流の機会づくりを推進します。

○ 偏見や差別のないまちづくりの取組を含めた外国人の人権啓発の推進

- ・外国人住民に対する偏見や差別を解消するため、学校や地域団体、事業者等と連携した普及啓発活動や、適切な情報発信を通じて市民理解の促進を図ります。



7 感染症・難病患者等の人権

現状と課題

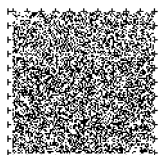
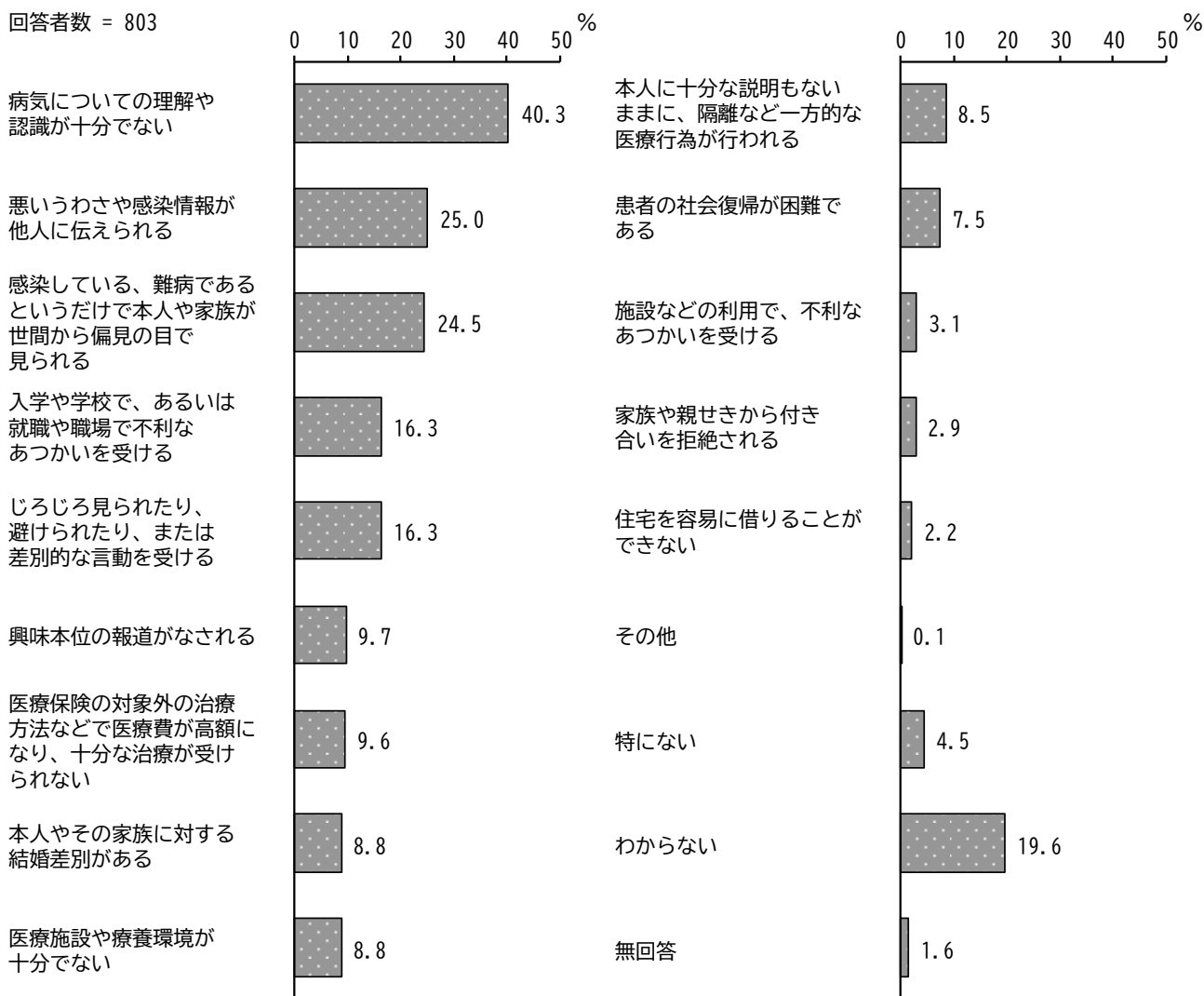
HIVやハンセン病をはじめとする感染症や難病については、正しい知識の普及啓発と情報の提供を進めることが、病気に対する知識不足による偏見や差別の防止につながります。

市民意識調査結果では、HIV（エイズ ウィルス）感染者、かつてハンセン病を患った人・難病患者の人権で特に問題があると思う事柄は、「病気についての理解や認識が十分でない」が40.3%で最も高く、次いで「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられる」が25.0%、「感染している、難病であるというだけで本人や家族が世間から偏見の目で見られる」が24.5%となっています。

今後も引き続き、感染症や難病に関する正しい知識の普及・啓発を推進していく必要があります。また、患者本人や家族への支援体制の整備を続けることも重要です。

HIV（エイズ ウィルス）感染者、かつてハンセン病を患った人・難病患者の人権で特に問題があると思う事柄

回答者数 = 803



取組の基本方向と内容

H I Vやハンセン病等の感染症や難病等に関する正しい知識の普及・啓発を強化し、これら病気に対する偏見や差別を解消するとともに、病気に対する適切な医療情報の提供を推進します。さらに、関係機関との連携強化や多様な媒体による市民意識の向上を図ることとで、患者やそのご家族が安心して治療と生活支援を受けられる環境づくりに努めます。

○ 正しい知識の普及・啓発と理解の促進

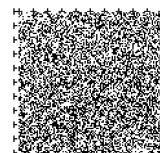
- ・ H I Vやハンセン病等の感染症や難病等について正しい知識や理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。
- ・ 患者や感染者、及びその家族に対する偏見や差別をなくすよう、研修等を通じて啓発活動を行い、多様な人々が共生できる地域社会づくりに取り組みます。
- ・ 感染症や難病等に対する偏見や誤解に起因する差別や不利益な取扱いを防止するため、保健所や医療機関等と連携し、正確な情報提供や啓発を行います。

○ 適切な医療に関する情報提供

- ・ 感染症や難病等に罹患した場合は、適切な医療を受診することができるよう県や関係機関と連携し、医療機関や公費負担（医療費助成制度）等について情報提供を行います。

○ 相談・支援体制の充実

- ・ H I V感染者や難病患者等の在宅療養を支援するため、保健所、医療の専門家、支援団体等と連携し、医療相談等の支援体制の整備を促進します。
- ・ 在宅難病患者の日常生活を支援するため、ホームヘルプサービスやショートステイ及び日常生活用具給付事業等を推進します。
- ・ 難病患者・長期療養を必要とする子どもたちや家族に対し、和歌山県の難病・こども保健相談支援センターと連携し、医療機関や患者会、家族会などに関する情報提供や適切な支援に努めます。
- ・ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症に係る誹謗中傷、差別に関する国や和歌山県等の相談窓口の周知に努めます。



8 性的少数者に関する人権

現状と課題

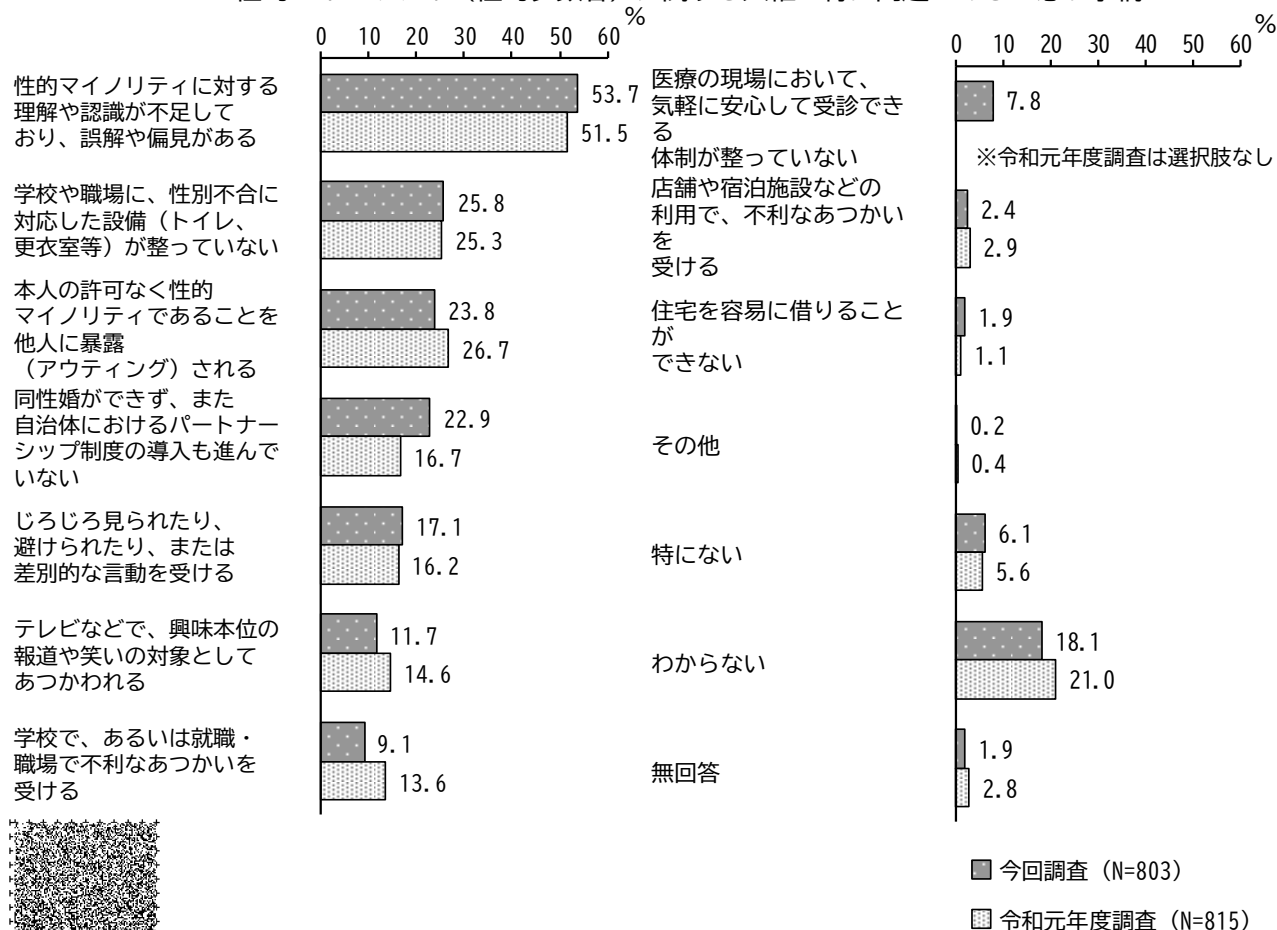
性的マイノリティ（性的少数者）とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性自認及び、同性愛等の性的指向をもつ人など、性のあり方において、少数派である人の総称です。我が国では人口の約8％が性的少数者であると推定されています。

このような人々は、少数者であるがために正常と思われず、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

市民意識調査結果では、性的マイノリティ（性的少数者）に関する人権で特に問題があると思う事柄は、「性的マイノリティに対する理解や認識が不足しており、誤解や偏見がある」が53.7%で最も高く、次いで「学校や職場に、性別不合に対応した設備（トイレ、更衣室等）が整っていない」が25.8%、「本人の許可なく性的マイノリティであることを他人に暴露（アウティング）される」が23.8%と続きます。前回調査と比較すると、「同性婚ができず、また自治体におけるパートナーシップ制度の導入も進んでいない」が6.2ポイント増で22.9%となっています。

今後も引き続き、性的マイノリティに対する正しい知識の周知啓発を進める必要があります。学校や職場等、実際に問題が起こりやすい場所を中心に様々な場所で研修会等を開催し、市民が正しい知識に触れる機会を増やすことが重要です。また、性的指向・性自認で悩む人が安心して相談できる窓口についての情報発信を積極的に行うことも必要です。

性的マイノリティ（性的少数者）に関する人権で特に問題があると思う事柄



取組の基本方向と内容

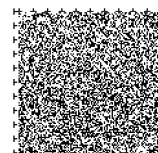
誰もがその性的指向や性自認について、尊重されなければなりません。正しい知識の普及・啓発と理解の促進を基盤とし、関係団体や教育機関との連携強化を通じた多様な価値観への理解の深化を推進します。さらに、悩みや不安を抱える当事者への相談体制の充実および、相談窓口の周知啓発を図ることで、どのような関係性の人も安心して暮らせる社会の実現をめざします。

○ 性的マイノリティに対する正しい知識の普及・啓発と理解の促進

- ・性同一性障害など性的指向や性自認を理由とする偏見や差別意識をなくすため、誰もが安心して生活が送れるよう、多様な性に対する正しい理解と認識を深めるための研修会の開催や市広報紙等を活用した周知・啓発活動を行い、性的マイノリティ（性的少数者）の人々を擁護する人権教育・啓発を推進します。
- ・性的指向や性自認にかかわらず、すべての人が自分らしく暮らし、尊重される地域社会を実現するため、地域、職場、学校など生活の場において理解促進と差別防止に向けた取組を推進します。

○ 性的指向・性自認で悩みや不安を抱える当事者への相談体制の充実

- ・あらゆる場で本来の自分の姿を出せずに悩み苦しむことがないよう相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携した取組を推進します。



9 情報化社会における人権

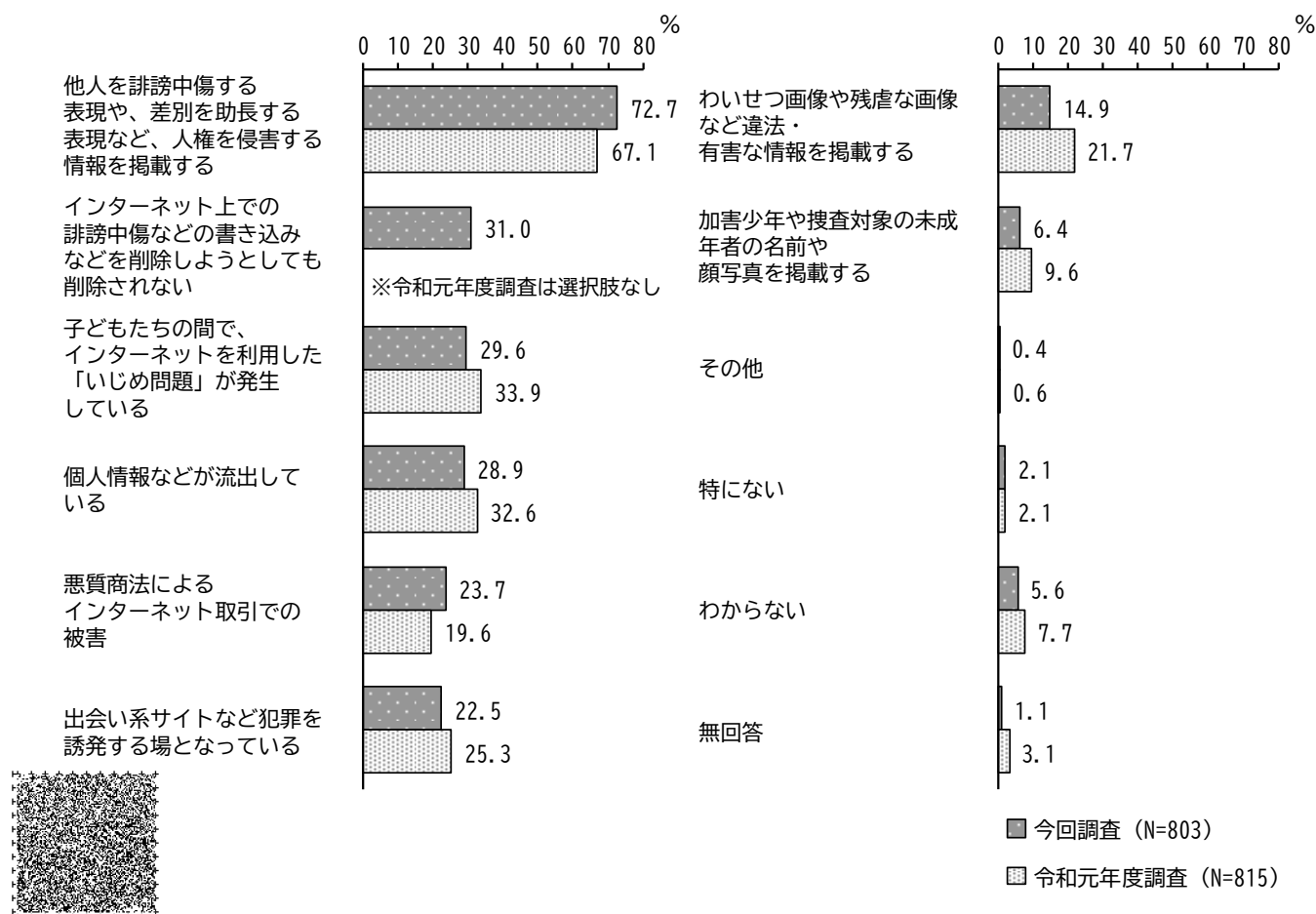
現状と課題

インターネットが普及した結果、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、生活の利便性が高まりました。その一方で、スマートフォンや携帯電話等の電子媒体やインターネットを介して、その匿名性、情報発信の容易さから、他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。

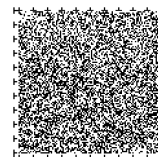
市民意識調査結果では、インターネットを利用した人権侵害で特に問題があると思う事柄は、「他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載する」が72.7%で最も高く、次いで「インターネット上での誹謗中傷などの書き込みなどを削除しようとしても削除されない」が31.0%、「子どもたちの間で、インターネットを利用した『いじめ問題』が発生している」が29.6%と続きます。最も高い「他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載する」は、前回調査と比較し5.6ポイント増となっています。

今後も引き続き、インターネットの利用に関する情報リテラシーや、情報発信の際の人権意識・モラルに関する教育と啓発を進めていく必要があります。特に、子どもたちに対しては、これらについての学校教育を充実させることが重要です。また、インターネット上に書き込まれた、人権を侵害する情報の削除を容易にするための取組も求められています。

インターネットを利用した人権侵害で特に問題があると思う事柄



取組の基本方向と内容



インターネットの利用に際して、利用者一人ひとりが互いの人権を尊重することの理解を深めるとともに、遵守すべき情報モラル・リテラシーの習得をめざします。また、学校や地域での教育によりマナー向上の啓発を強化し、市民が自主的に判断し行動できる意識醸成に努めます。

○ 情報モラルの向上に向けた取組の推進

- ・インターネットやSNSなどを使って他人を誹謗中傷し差別することは重大な人権侵害であることや、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解が深められるよう、家庭、学校、地域が連携した啓発を推進します。
- ・プロバイダ責任制限法の趣旨等を踏まえ、国・県等と連携し、プロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を求め、有害情報への適切な対応を促します。
- ・AI生成情報等（ディープフェイク等）による虚偽情報の拡散防止や被害防止に向けた啓発を進め、新たな技術が人権侵害の手段とならないよう取り組みます。

○ 情報リテラシーの育成

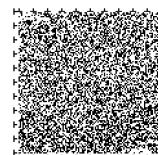
- ・情報に関する教育について総合的な学習の時間など様々な機会を活用し学習を積み重ねることで、インターネット上の違法・有害情報やネットワーク犯罪への対応方法、知的所有権やプライバシー保護のあり方等についての知識の習得を推進します。
- ・情報教育を通じて、あふれる情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成のほか、情報化社会の危険性に関する理解を深め、確かな人権感覚に基づく情報モラルが身につく教育・啓発に取り組みます。
- ・高齢者、障害のある人、外国人などICT利用に不安を抱える人に対し、デジタル機器の利用支援や学習機会の提供を進め、デジタルデバイドの解消に努めます。

○ インターネット利用におけるマナー・モラルの向上のための啓発活動の強化

- ・インターネットやSNS等を利用した誹謗中傷や差別的言動は重大な人権侵害であることを発信し、家庭、学校、地域、行政が連携して、利用者一人ひとりが情報発信の責任とルールを理解できるよう、体系的な啓発を推進します。

○ 被害に関する相談・支援体制の整備、相談窓口の周知啓発

- ・インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害、なりすましなど、情報化社会に起因する人権侵害に対応するため、専門相談窓口や関係機関との連携体制を強化し、被害者が安心して相談できる支援体制の充実を図ります。また、国や和歌山県が設置する相談窓口やホットライン等について広く周知し、相談しやすい環境を整備します。
- ・市では、インターネット上に同和地区やその関係者への誹謗中傷を書き込んだり、差別を助長する目的で、同和地区と称する地名の一覧を掲載したりする行為や、差別的な書き込み等の早期発見及び拡散抑止を目的に、令和2年度からモニタリング事業を実施しています。発見した場合は県等と連携し、プロバイダ等に削除要請を行います。また、研修会等に参加し、他の自治体や関係機関と情報共有を図っていきます。



10 犯罪被害者等の人権

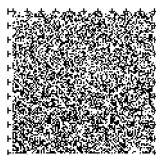
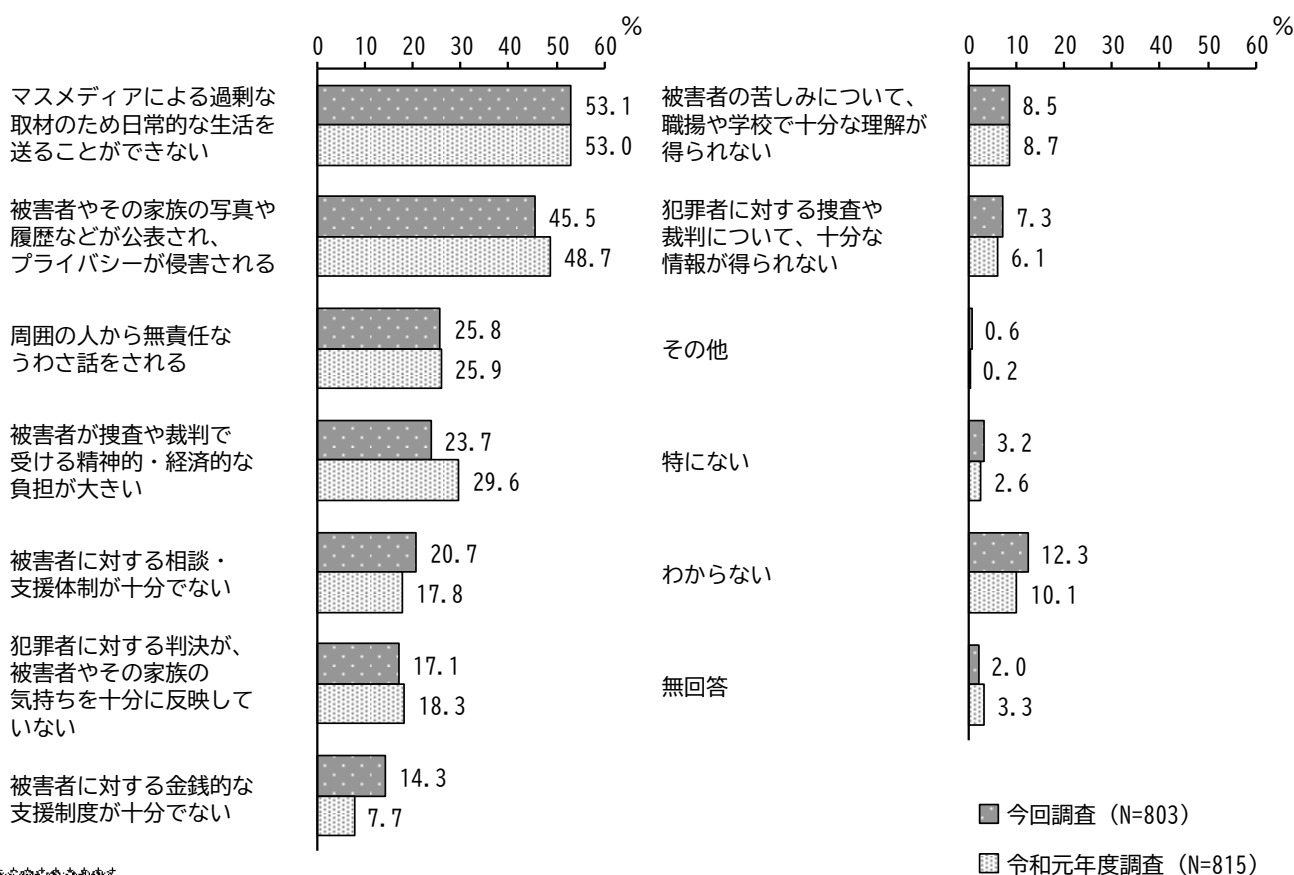
現状と課題

犯罪被害者やその家族をめぐる問題として、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディア等による行き過ぎた取材や報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられるなどの問題があります。

市民意識調査結果では、犯罪被害者とその家族に関する人権で特に問題があると思う事柄は、「マスメディアによる過剰な取材のため、日常的な生活を送ることができない」が53.1%で最も高く、次いで「被害者やその家族の写真や履歴などが公表され、プライバシーが侵害される」が45.5%、「周囲の人から無責任なうわさ話をされる」が25.8%と続きます。前回調査と比較すると、「被害者に対する金銭的な支援制度が十分でない」が6.6ポイント増加し、14.3%となっています。

犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、今後も、国、和歌山県、警察、犯罪被害者を支援する民間団体等と連携を図りながら、被害者のプライバシーの保護を基本とした犯罪被害者を支援する人権教育・啓発を進めていくとともに、犯罪被害者やその家族の人権問題に応じる相談体制を充実していく必要があります。

犯罪被害者とその家族に関する人権で特に問題があると思う事柄



取組の基本方向と内容

犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、犯罪被害者やその家族の人権擁護に資する支援・啓発活動や相談体制の整備、充実した支援の推進に努めるとともに、国・県・警察・支援団体等との連携強化を図ります。

○ 犯罪被害者等の人権擁護に資する支援・啓発 活動の推進

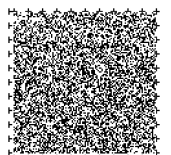
- ・犯罪被害者やその家族が置かれた状況への理解を深めるため、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を実施するとともに、市民の意識向上を図ります。

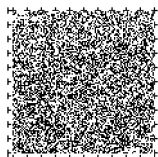
○ 犯罪被害者・その家族が安心して相談できる体制の整備・支援の充実

- ・犯罪被害者やその家族が安心して相談できるよう、専門相談窓口の周知に努めるとともに、相談体制の充実や支援の強化を進め、必要な情報提供や支援につなげます。

○ 国・県・警察・支援団体等との連携強化

- ・国や和歌山県、警察、支援団体等と緊密に連携し、支援体制の強化を図るとともに、関係機関との情報共有や協働の仕組みを整備することで、切れ目のない支援につなげます。





11 自殺

現状と課題

我が国では、平成10年以降、年間自殺者が3万人を超える状況が続きましたが、平成22年を境に減少し、平成24年には3万人を下回りました。近年は令和2年以降、横ばいまたは微増傾向にあります。厚生労働省「自殺対策白書」によると、令和6年の自殺者は2万320人で、男性が多い一方、女性も増加傾向にあります。

和歌山県でも自殺死亡率は全国平均をやや上回り、地域差が見られます。

岩出市では、近年の自殺者数は年間2～3件程度で推移し、若年～中年層での割合が高く、生活・就労環境など地域特性の影響がみられます。経済状況や社会ストレス、災害等の外的要因に左右されやすく、地域間格差も課題です。引き続き、自殺対策の強化が求められます。

取組の基本方向と内容

自殺は、その多くが健康や家庭の問題をはじめ、経済や生活の問題など、様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による追い込まれた末の死と言われています。

本市では「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」として捉え、自殺や自死遺族に対する差別や偏見を解消するため、自殺防止や遺族への支援体制の強化のみならず、地域ネットワークの充実、自殺対策を支える人材の養成・確保に取り組めます。さらに、保健、医療、福祉、教育、労働などの関連団体との連携強化により、自殺予防のための啓発や教育、職場環境の整備・充実を推進します。

○ 自殺や自死遺族に対する差別や偏見解消、相談窓口の周知強化

- ・自殺や自死遺族に対する差別や偏見の解消に向け、自殺に関する正しい理解を広める啓発を進めます。

○ 保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連する活動団体等との連携強化

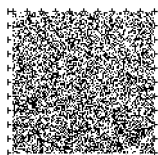
- ・保健、医療、福祉、教育、労働、地域の関係団体等と連携を図り、支援が必要な人に早期に手を差し伸べられる体制を整備します。
- ・地域における見守りネットワークを一層充実させ、孤立を防ぐための地域づくりを推進します。
- ・ゲートキーパー等地域での支援者の人材育成を図ります。

○ 自殺予防のための啓発や教育の充実

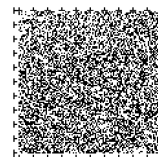
- ・学校、地域、職場など多様な場面において、自殺予防に関する教育・啓発を充実させ、悩みを抱える人が支援につながりやすい環境を整えます。
- ・職場におけるメンタルヘルス対策や働きやすい環境整備を促進し、働く人のストレス軽減と相談しやすい職場づくりを支援します。

○ 相談体制の充実

- ・関係機関との連携のもと、電話相談・SNS相談など多様な相談窓口の周知と機能強化を行い、誰もが安心して利用できる相談体制の充実に努めます。



12 働く人の人権



現状と課題

市民意識調査結果では働く人に関する人権で特に問題があると思う事柄は、「サービス残業が発生するなど、正当な賃金が支払われない」が38.6%で最も高く、次いで「長時間労働が続く、あるいは休暇が取得しづらい」が29.8%、「職場におけるハラスメントがある」が24.4%となっています。

労働者は会社において差別、ハラスメント等を受けやすい立場にあります。これらの人権問題をなくすための取組を推進していくとともに、相談・支援体制を充実させていく必要があります。

取組の基本方向と内容

社会経済情勢を背景に、派遣労働者等の非正規労働者が増加するなど雇用形態が変化し、安心して生活する権利や働く権利の侵害が社会問題化しています。

また、長時間労働をはじめ、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、職場におけるハラスメント（いじめ・嫌がらせ）が増加しています。

このような状況を踏まえ、和歌山労働局等の関係機関と連携し、労働問題に関する相談体制の充実に努めるとともに、企業（事業者）に対し、労働問題や職場での人権侵害、ハラスメント予防策についての正しい理解を深めるための啓発活動を推進します。また、子どもの頃から望ましい職業観・労働観が育まれるよう、学校教育において労働法規や労働問題等に関する学習を充実させます。さらに、すべての労働者が安心して活躍できる社会の実現に向け、本人の資質・能力に関係のない理由で不利益がない公正な採用選考の確立を促進していきます。

○ 和歌山労働局等の関係機関と連携した労働問題に関する相談体制の充実

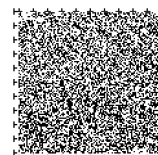
- ・和歌山労働局をはじめとする関係機関と連携し、労働条件やハラスメント、雇用に関する悩みを相談できる体制の充実に図り、働く人が安心して相談できる環境づくりに努めます。

○ 企業や事業者に対し、正しい理解を深めるための啓発推進

- ・企業や事業者に対して、労働法令の遵守やハラスメント防止、ワーク・ライフ・バランスの推進など、正しい理解を深めるための啓発を実施し、人権を尊重した職場づくりを促進します。

○ 学校教育において労働法規や労働問題等を取り入れた学習の推進

- ・学校教育において、労働法規や働くことの意義、労働に関する権利と責任などを学ぶ機会を充実させ、将来の自立した社会生活に必要な知識を身につけられるよう学習を推進します。

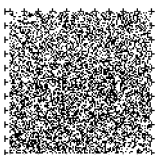


○ 公正な採用と雇用の促進

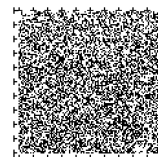
- ・採用活動において、応募者の適性と能力を適正に評価する公正な採用を推進します。

○ 研修・啓発の推進

- ・和歌山県では、「企業における研修責任者に対する人権研修実施要綱」に基づき、「研修責任者」を設置するよう指導を行い、人権問題についての必要な知識、理解及び認識を一層深めていただくため、事業者を対象に労働局と合同で研修を実施しています。市では、その研修対象の事業者あてに、市で開催する人権関係の講座等の開催を周知し、参加を促しています。
- ・岩出市商工会から、会員への資料配布や人権関連セミナーの案内等を行うとともに、会員に人権研修を実施しています。
- ・その他、自己啓発や自治会・企業での研修会等で利用していただくため、冊子やパンフレットの無償提供や、職場や地域において人権学習に活用いただくため、人権啓発DVDやビデオの貸出を行い、関係機関と連絡・調整を図りながら、事業者等に対する人権啓発に取り組んでいきます。



13 その他の様々な人権（患者の人権、刑を終えて出所した人の人権、ホームレスの人権、アイヌの人々の人権や北朝鮮当局による拉致問題等）



現状と課題

その他の様々な人権として、アイヌの人々の人権や北朝鮮当局による拉致問題等、身近なものからそうでないものまで、人権に関する問題は幅広く存在しています。

私たちが暮らす社会には、多様な人権問題が存在し、ホームレスに対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者、人身取引被害者等、様々な人々に対する偏見や差別も根強いものがあります。失業や家庭問題など様々な要因により、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくされているホームレスの人たちがいます。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。

患者、家族、医療従事者等の人権にも十分に配慮し、誤った情報による偏見や差別をなくすため、正しい知識の普及、啓発活動に加え、関係機関等との連携強化も重要です。

また、アイヌの人々について、法施行の周知も含めアイヌ民族への理解について啓発することも必要です。

これらの人権問題について、人権を尊重するという視点に立った教育及び啓発の取組を行い、各種人権問題に関する相談体制を充実させていくことが必要です。

取組の基本方向と内容

その他の様々な人権問題については、対象となる人々の人権に配慮し、正しい知識の普及や市民の理解を促すための教育・啓発及び相談や支援策を推進し、地域社会の一員として支え共生していける社会づくりに取り組んでいきます。今後、新たに発生しうる人権問題についても、当事者やその家族に対し、それぞれの課題の状況に応じた取組を実施していきます。

○ 刑を終えて出所した人の人権

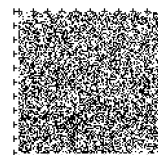
- ・ 刑を終えて出所した人に対して、地域社会への円滑な復帰を支援するため、更生保護関係機関との連携を強化し、偏見や差別の解消に向けた啓発に努めます。

○ ホームレスの人権

- ・ ホームレス状態にある人の人権に配慮し、住まいや生活再建に向けた支援体制の充実を図るとともに、生活困窮に至る手前での相談・支援につなげる取組を推進します。

○ その他の人権課題の主なもの

- ・ 北朝鮮当局による拉致問題
- ・ 生活困窮者の人権
- ・ 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引の人権問題
- ・ 災害と人権、災害時における人権への配慮



第5章

施策の総合的な推進

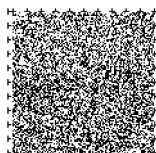
1 人権施策の推進体制

(1) 市における推進体制

人権施策の推進にあたっては、それぞれ関係部局において、人権尊重の理念に立って施策を展開します。また、生活福祉部が核となって、相互調整を図り、総合的な視点に立った人権教育・啓発活動を実施します。「岩出市人権推進懇話会」においては、人権施策の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し調査及び審議するなど、実効性を確保するための施策の推進に努めます。

(2) 国・県・関係団体等との連携・協働

人権施策は、国、県、市町村がそれぞれの役割分担のもとで連携・協働しながら実施することにより、より効果的な施策を推進することができます。このため、和歌山地方法務局、和歌山県人権擁護委員連合会、公益財団法人和歌山県人権啓発センター、和歌山弁護士会、岩出市人権啓発推進委員会等の人権関係団体との連携・協働を強化し、情報の共有化、啓発活動の共同開催など啓発や研修、相談等の効果的な推進を図ります。また、区・自治会、民生委員・児童委員、PTA、人権啓発推進委員会、人権擁護委員など地域の関係団体とも連携・協働を強化し、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。



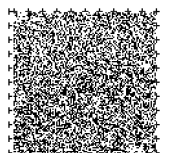
2 人権施策の推進管理

(1) 情報の収集と提供

時代の流れにより生じる人権問題や人権課題に柔軟に対応できるよう様々な機会を通じて人権に関する施策についての情報収集を行い、適宜、施策に反映するよう努めます。また、市広報紙をはじめ様々なメディアを通して、市民へ適切に情報を提供するとともに、啓発活動の企画・運営の各段階において、市民が主体的に参画し実践できるよう協働の視点で取組を推進します。さらに、市民意識調査の結果を踏まえ、人権に関するイベントの開催や市民が交流を深め、人権課題を共有できる機会の検討・充実に努めます。

(2) 施策の点検・評価と方針の見直し

人権課題の解決は長期的な視点で繰り返し取り組むことが重要であることから、本方針で策定した人権施策については、「岩出市人権推進懇話会」により定期的に点検・評価を行い、方針の見直し等のフォローアップを行っていきます。



用語の解説

○ アジェンダ

- ・会議や政策立案などにおいて、議題や行動計画、進行順序などを体系的にまとめた一覧表や文書のことです。

○ アンコンシャス・バイアス

- ・自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのことです。「無意識の偏見」と呼ばれます。

○ いじめ防止対策推進法

- ・自治体は「努力義務」、学校は「義務」として、実態に応じた「いじめ防止基本方針」を作ることが求められています。学校内にいじめ防止に必要な組織を作ることや、いじめた子への懲戒、出席停止措置などが盛り込まれています（平成25年9月施行）。

○ えせ同和行為

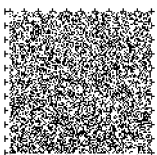
- ・部落差別（同和問題）は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも部落差別（同和問題）の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下にさまざまな不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。これまで、部落差別（同和問題）の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、部落差別（同和問題）に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然たる態度で対処することが望まれています。

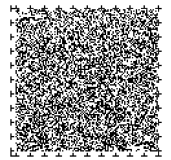
○ HIV

- ・ヒト免疫不全ウイルスの略。HIV感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染するが、感染力の弱いウイルスで、唾液や汗、尿を介しては感染しません。エイズの発症までには10年以上かかると言われており、近年ではエイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されています。

○ SDGs

- ・Sustainable Development Goalsの略です。国連で定められた持続可能な開発目標であり、全ての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真のことです。





○ NPO

- ・Non-Profit Organizationの略で、「民間非営利組織」という意味です。株式会社などと違って営利を目的としない団体ということですが、たいていの場合は「社会的な課題」を自ら解決しようと活動する市民グループを指しています。平成10年（1998年）には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されています。

○ LGBTQ+

- ・レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシュアル（B）、トランスジェンダー（T）、クエスチョニングまたはクィア（Q）の頭文字を組み合わせた、性的マイノリティの総称の一つです。末尾の「+」には、これら5つの枠組みに限らず多様なセクシュアリティが存在することや、既存の枠に限定せず常に新しい多様性に対して開放的であり続けようとする前向きな意味が込められています。

○ 介護保険

- ・40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに、費用の一部を支払い、介護サービスを利用する制度です。

○ 基本的人権

- ・単に人間であるということに基づいて、生まれながらにして持っている普遍的権利です。

○ 権利擁護

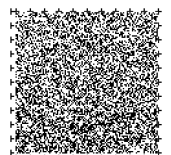
- ・自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障がい者の権利などを守ることです。

○ 国際人権規約

- ・世界人権宣言の精神に基づき、それに法的拘束力を持たせるため条約化したものです。1966年（昭和41年）12月に国連総会で採択された「1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「2. 市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「3. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の議定書」の3つの条約の総称。日本は、「1」及び「2」の規約について、1979年（昭和54年）6月に締結しました。

○ ジェンダー

- ・社会的・文化的に形成された性別のこと。現在は性的少数者を含む性の多様性や、男性性なども重要な研究対象となっています。国際社会では「ジェンダー平等」が重要な政策課題とされ、国連は2030年までの実現を目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」にも盛り込まれています。



○ 児童虐待の防止等に関する法律

- ・児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国・地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置などを定めることにより、児童虐待の防止などに関する施策を促進することを目的としています。

○ 児童虐待防止法

- ・児童虐待が児童の心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国および地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした法律です（平成12年11月施行）。

○ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

- ・こどもの人権や自由を尊重し、こどもに対する保護と援助を進めることをめざして1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約です。日本も、1994年（平成6年）4月に批准しています。この条約は、こどもの生存・発達・保護・参加の権利を実現するための具体的事項を規定しています。

○ 障害者基本法

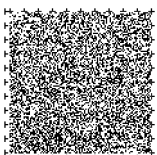
- ・身体障がい、知的障がい又は精神障がい（発達障がいを含む）により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人の自立と社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。

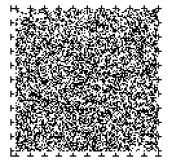
○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律です。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています（平成25年6月制定）。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

- ・女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、施行から10年間の時限立法となっています。従業員301人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられます。罰則規定はなく、同様のことが従業員300人以下の企業にも努力義務として課されます（平成27年8月制定）。





○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

- ・人権の擁護に資することを目的に、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めたものです（平成12年12月施行）。

○ 心理的差別

- ・同和対策審議会答申によると心理的差別とは「人々の観念や意識のうちに潜在化する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する」とあります。同和地区出身であることを理由に結婚を反対することや、インターネット上で部落の地名を掲載したり、差別や偏見を助長する書き込みをしたりすること、特定の集団や所属を指し、侮蔑的な意味を込めて蔑称用語で表すことです。また、社会構造が結果的に差別につながっていることがあります。法的社会的における嫡出子と婚外子の取り扱いの差異や、道路や建物、交通機関、設備の構造上における障壁（バリア）などです。

○ スクールカウンセラー

- ・1960年代からいじめによる自殺や不登校が社会問題化して、1990（平成2）年には不登校の数は5万人近くまで増加しており、「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」が開始された1995（平成7）年には8万人を越えていました。このようないじめや不登校などの児童・生徒問題の対策として、学校内のカウンセリング機能の充実をはかるために公立学校に配置されているものです。

○ 生活困窮者自立支援法

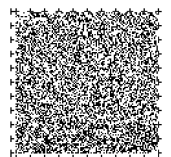
- ・経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律です。就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などを行います（平成27年4月施行）。

○ 性自認

- ・自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）として持っているかということです。「心の性」といわれることもあります。多くの人は「心の性」と「身体の性」が一致していますが、この両者が一致せず、自身の身体への違和感を持つ人たちも存在しています。性的指向も含めた性的少数者の総称として「LGBTQ+」や「SOGI」と表現されることもあります。

○ 性的指向

- ・人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものです。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、異性・同性両方に向かう両性愛（バイセクシャル）などを指します。性自認も含めた性的少数者の総称として「LGBTQ+」や「SOGI」と表現されることもあります。



○ 性的マイノリティ

- ・いわゆるLGBTQ+など、様々な性のあり方の中で少数の立場にある人のことです。

○ 性同一性障害

- ・医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な疾患・診断名です。医学的には、「身体の性」と「心の性」とが一致しないために、自らの「身体の性」に持続的な違和感を持ち、「心の性」に一致する身体の性を求める状態、つまりホルモン療法や手術療法を望むこともあります。

○ 成年後見制度

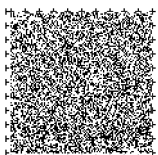
- ・知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者など、主として意思能力が十分でない人の財産が、その人の意思に即して保全活用され、また日常生活において主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度です。民法の禁治産・準禁治産制度を改正し、「後見」、「保佐」、「補助」の3種型に制度化されました。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人などによる成年後見事務の遂行、選任の斟酌事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務の明文化、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されています。

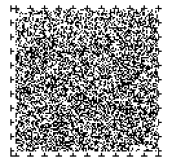
○ 世界人権宣言

- ・1948年（昭和23年）に国連総会において採択された国際的な人権宣言のことです。人民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。また、採択された12月10日は「人権デー」とされ、世界中で記念行事が行われています。日本では、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

○ セクシュアル・ハラスメント

- ・相手の意に反する性的嫌がらせをさす言葉。略称「セクハラ」と呼ばれています。例えば、職場において、上司が労働者の胸などを触る性的な行為を拒否されたため、労働者に不利益な配置転換を行うことや、職場にヌードポスターを掲示しているため、労働者が苦痛に感じて業務に専念できないことなどがあります。また、男性が女性に対して行う言動のみならず、男性が男性に、女性が男性に、あるいは女性が女性に対して行う言動も含まれます。





○ 男女共同参画社会基本法

- ・男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策などの立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動とほかの活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。

○ ディープフェイク

- ・「ディープラーニング（深層学習）」と「フェイク（偽物）」を組み合わせた造語で、本物又は真実であるかのように誤って表示し、人々が発言又は行動していない言動を行っているかのような描写をすることを特徴とする、AI技術を用いて合成された音声、画像あるいは動画コンテンツのことをいいます。実在する人物を性的に加工する、いわゆる「性的ディープフェイク」の被害も深刻であり、更なる拡大が懸念されています。

○ デジタルサイネージ

- ・電子看板とも呼ばれ、表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や情報を表示する広告媒体のことで、設置地域に即したリアルタイムな情報配信が可能であることが特徴です。

○ 二次的被害

- ・事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調や捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの行き過ぎた取材・報道によるストレスや不安感などによる被害のことです。

○ 認知症

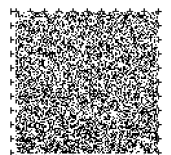
- ・成人後に、脳に損傷を受けることによって認知機能が低下する状態です。脳血管障害、脳外傷、変性疾患、アルコール中毒などが原因で起こります。原因疾患からアルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症などに分類されます。

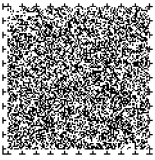
○ ノーマライゼーション

- ・障がいのある人や高齢者など、社会的に不利を負いやすい人たちを施設などに隔離せず、あるがままの姿で同等の権利を享受し、生活することが当然とする考え方をいいます。

○ 発達障害者支援法

- ・自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいといった発達障がいのある人の援助などについて定めた法律です。発達障がいへの理解促進、生活全般にわたる支援の促進、関係部局の連携などがねらいとして示されています（平成17年4月施行）。





○ 犯罪被害者等基本法

- ・犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律です（平成17年4月施行）。

○ ハラスメント

- ・嫌がらせやいじめのことです。嫌がらせやいじめをする側とされる側が特定の関係性にあるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等があります。アカデミック・ハラスメントは研究・教育上の権限または学術組織での職場権限を乱用して、研究活動、教育指導、又は業務上の妨害、嫌がらせを行ったり、不利益を与えることです。略称は「アカハラ」です。

○ バリアフリー

- ・もともとは建築用語で、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味ですが、より広く、障がい者や高齢者等の社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

○ パワー・ハラスメント

- ・職場の権力（パワー）を利用した嫌がらせをさす言葉です。略称「パワハラ」と呼ばれています。本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもあります。

○ ハンセン病

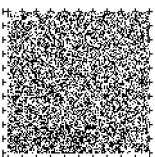
- ・1873（明治6）年にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

○ 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）

- ・全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落問題の解消に向けた取組を推進し、その解消のための施策として、基本理念を定め、国および地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることの規定を定めた法律です（平成28年12月施行）。

○ ヘイトスピーチ

- ・特定の個人や集団、団体等の人種、宗教、民族文化、性別・性的指向等を差別的な意図をもって貶める言動のことです。



○ ボランティア活動

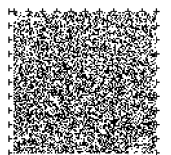
- ・ 自発的に（自発性・主体性の原則）、他者や社会のために（社会性・連帯性の原則）、金銭的な利益を第一に求めない（無給性・無償性の原則）活動のことです。

○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）

- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め推進することを目的に努めることを定めた法律です（平成28年6月施行）。

○ ユニバーサルデザイン

- ・ 年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方をいいます。



資料編

1 世界人権宣言

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

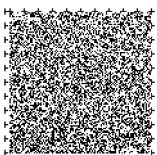
社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することが



できる。

- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

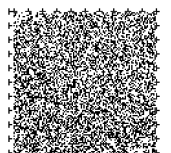
すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。



第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

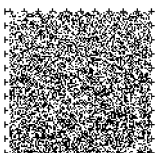
すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障さ



れる投票手続によって行われなければならない。

第二十二條

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三條

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四條

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五條

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六條

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七條

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八條

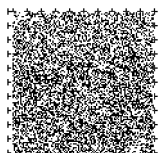
すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

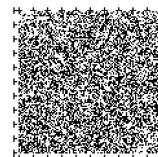
- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。



2 日本国憲法（抄）



日本国憲法（抄）

昭和21年11月 3日公布

昭和22年5月 3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

（基本的人権）

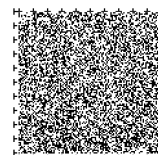
第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

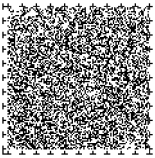
（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。





(平等原則、貴族の制度の否認及び栄典の限界)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

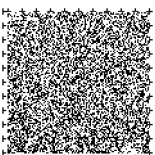
2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

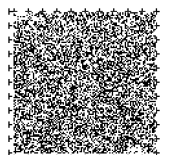
3 児童は、これを酷使してはならない。



第10章 最高法規

(基本的人権の由来特質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。



3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月 29日制定

平成12年12月 6日施行

(目 的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

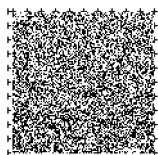
第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。



(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

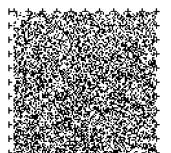
附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



4 和歌山県人権尊重の社会づくり条例

和歌山県人権尊重の社会づくり条例

(目 的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(県の責務等)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村と連携するものとする。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

4 県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について定期的に公表するものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めなければならない。

(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 人権尊重の社会づくりの基本理念
- 二 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- 三 人権に関する相談支援体制の整備に関すること。
- 四 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- 五 その他人権施策を推進するために必要な事項

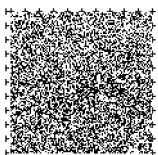
3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ和歌山県人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。

(和歌山県人権施策推進審議会の設置等)

第5条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村と連携するものとする。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。



(審議会の組織等)

第6条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の委員の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

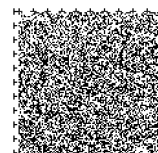
附則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則(令和5年12月26日条例第45号)抄

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



5 岩出市人権尊重のまちづくり条例

岩出市人権尊重のまちづくり条例

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と世界人権宣言でうたわれている。

また、日本国憲法でも基本的人権の享有が保障され、法の下での平等が定められている。

しかしながら、今もなお、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、職業、年齢、出身その他の経歴を理由とした人権侵害や不当な差別、偏見が存在している。さらに、感染症等に関する誹謗中傷、インターネット普及に伴う人権侵害等、新たな課題も生じており、それらの解決に向けた積極的かつ継続的な取組が求められている。

すべての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重される社会をつくることは、市民全体の願いである。

私たちは、人権教育、人権啓発等により自らの人権意識の高揚を図り、あらゆる差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていかなければならない。

こうした認識の下、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合い、差別のない社会をめざすとともに、「活力あるまち ふれあいのまち」の実現に向けて、人権尊重のまちづくりを一層推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、県及び関係機関と連携するものとする。

3 市は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する調査研究に努めるとともに、市が実施した人権施策について公表するものとする。

(市民の責務)

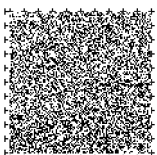
第3条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策の推進に協力するよう努めなければならない。

(差別及び人権を侵害する行為の禁止)

第5条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他のあらゆる場



面及び場所において、差別的言動、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他人権を侵害する行為（以下「差別及び人権を侵害する行為」という。）を行ってはならない。

2 市、市民及び事業者は、一体となって人権意識の醸成を図るとともに、差別及び人権を侵害する行為の防止に取り組むものとする。

（差別及び人権を侵害する行為への取組）

第6条 市は、前条の規定に違反して差別及び人権を侵害する行為を行った市民又は事業者に対して、正しい理解が得られ、かつ、差別及び人権を侵害する行為を行わないよう指導及び助言をするものとする。

（相談支援体制の充実）

第7条 市は、あらゆる差別及び人権を侵害する行為をなくすため、国、県及び関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めなければならない。

（人権教育及び啓発）

第8条 市は、関係機関等と連携し、人権教育を推進するとともに、人権啓発活動により市民及び事業者の人権意識の高揚を図るものとする。

（人権施策基本方針）

第9条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる指針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）人権尊重のまちづくりの基本理念
- （2）人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- （3）人権に関する相談支援体制の整備に関すること。
- （4）人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- （5）その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ次条に規定する岩出市人権推進懇話会に諮問するものとする。

（岩出市人権推進懇話会）

第10条 本市における人権啓発の推進を図るため、岩出市人権推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

2 懇話会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する基本的事項を審議する。

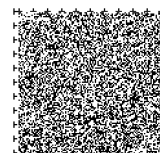
3 懇話会は、人権尊重のまちづくりに関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 懇話会は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）人権に関して識見を有する者
- （2）行政職員

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。



- 7 前各項に定めるもののほか、懇話会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

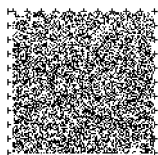
- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 岩出市人権推進懇話会条例（平成28年岩出市条例第28号）は廃止する。

(経過措置)

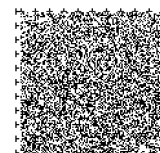
- 3 この条例の施行の際現に廃止前の岩出市人権推進懇話会条例の規定により設置された岩出市人権推進懇話会の委員の職にある者は、第10条第4項の規定により委嘱又は任命された委員とみなし、その任期は、同条第5項本文の規定にかかわらず、令和9年9月30日までとする。



6 岩出市人権推進懇話会委員名簿

令和8年3月現在

氏 名	推薦団体名等	備 考
安居 理	岩出市区・自治会会長会	岩出地区
増田 吉信	岩出市区・自治会会長会	山崎地区
太田 健一	岩出市区・自治会会長会	根来地区
藤原 洋美	岩出市区・自治会会長会	上岩出地区
橋爪 信也	岩出市人権教育推進連絡協議会	中学校部会（岩出中学校）
富崎 成一	岩出市人権教育推進連絡協議会	小学校部会（岩出小学校）
間 知佳子	岩出市人権教育推進連絡協議会	幼児部会（山崎保育所）
木戸 晃	岩出市PTA連合会	岩出小学校育友会
中西 芳子	岩出市更生保護女性会	
松田 晃作	岩出市青少年育成市民会議	
小川 昌子	岩出市女性会議	
藤川 知良	岩出市老人クラブ連合会	
上田 榮子	岩出市身体障害者連盟	
西岡 正光	和歌山人権擁護委員協議会（岩出市担当）	
大東 秀紀	岩出市民生委員児童委員協議会	
藤井 節子	岩出市保護司会	
中野 直美	岩出市教育委員会 社会教育委員会議	
田宮 康臣		人権啓発活動の経験を有する者
杉本 直哉		人権啓発活動の経験を有する者
南 暁子		岩出市人権啓発推進指導員
広岡 範之		総務部長
松本 美早子		生活福祉部長
岡崎 英夫		事業部長
最相 一郎		上下水道局長
南 智明		教育部長



岩出市人権施策基本方針 第三次改定版 令和8年3月

発行：岩出市 編集：岩出市生活福祉部社会福祉課

〒649-6292 和歌山県岩出市西野 209 番地

T E L 0736-62-2141（代表） F A X 0736-63-0075

